

第2期内灘町教育振興基本計画

夢や目標に向かってたくましく生きる

心豊かな人づくり



小学校運動会

内 灘 町

内灘町民憲章

われら内灘に住み、この地をこよなく

愛するもの、すべての人びとと和して

ここに豊かなる理想の都市まちを築きゆく。

人の世を生きる営みは難かたけれど、

こころの規のりを愛に律し、海のごとく広く

鷹のごとく強くわれら歩みゆかむ。

一、美しい古里の自然を守り、

すこやかな体を育てよう

一、理想は高く学問を愛し、

思いやりの心を養おう

一、家庭にも社会にも

平和と信頼の輪をひろげよう

一、明るくつとめを果たし、

生き甲斐ある人生を築きあげよう

一、力を合わせて豊かな文化のまち

内灘をつくってゆこう

(昭和五十七年一月一日制定)

第1章 計画の策定にあたって	頁
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
第2章 内灘町の教育を取り巻く状況	
1 社会の現状と変化	4
2 教育をめぐる国・県の動き	7
[内灘町教育振興基本計画の体系]	8
第3章 内灘町の教育の基本的な考え方	
1 基本理念	9
2 めざす人間像	9
3 基本目標	10
4 施策の進め方	11
第4章 施策の基本的方向と具体的な取組	
1 基本目標1：ふるさとの歴史や伝統、自然を守り、未来につなげる教育をめざします	
1 ふるさと教育・ふるさと学習の充実	12
2 内灘の自然を生かした環境教育・環境学習の推進	14
2 基本目標2：異なる文化や価値観を尊重し、世界に通じる人づくりをめざします	
1 多文化共生社会・国際化に対応した取組の充実	15
2 国際社会に対応できる実践的コミュニケーション能力の育成	16
3 基本目標3：確かな学力をはぐくみ、一人一人の可能性を伸ばす教育をめざします	
1 確かな学力の育成	19
2 これからの社会に必要な資質をはぐくむ教育の推進	22
3 特別支援教育の充実	24
4 指導力向上のための教職員研修の充実	26
4 基本目標4：家庭・地域・学校が連携し、社会全体で教育力の向上をめざします	
1 家庭や地域、関係機関と連携した学校教育の推進	27
2 家庭の教育力向上	30
5 基本目標5：学びの気運に満ちた生涯学習社会をめざします	
1 一人一人の生涯にわたる学習への支援	33
2 地域コミュニティ活動の推進	36
3 創造性と個性をはぐくむ文化活動の推進	37

6 基本目標 6 : 豊かな人間性をはぐくみ、心身ともにたくましい人づくりをめざします	
1 豊かな心をはぐくむ取組の充実	39
2 キャリア教育の推進	41
3 コミュニケーション能力の育成	42
4 いじめ・不登校等への対応の充実	43
5 健康や体力をはぐくむ教育の充実	47
7 基本目標 7 : 豊かなスポーツライフの創造をめざします	
1 生涯スポーツの推進	49
2 競技スポーツの振興	51
3 スポーツ団体の育成	52
8 基本目標 8 : 安全で安心な魅力ある学習環境をめざします	
1 安心して学べる教育環境の充実	53
2 生涯学習の拠点となる施設の適正管理と活用	57
3 スポーツ施設の整備と活用	58
第5章 計画の実現に向けて	
1 計画の周知	60
2 計画の推進	60
3 計画の実現と点検	60
用語の説明	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

内灘町では、平成27年4月に平成27(2015)年度を初年度とし、令和6(2024)年度までの10年間の計画期間とする、教育の振興に関する基本計画として「第1期内灘町教育振興基本計画」を策定しました。この計画に基づき、ICT*利活用教育、英語教育の推進、学校施設・社会教育施設*・社会体育施設の整備など、計画の基本理念である「夢や目標に向かってたくましく生きる心豊かな人づくり」の具現化に向けた取組を進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化、情報化、国際化の進展は著しく、教育ニーズの多様化、支援を必要とする児童生徒の増加、教職員の多忙化など、教育を取り巻く多くの課題が生じています。これからの未来を担う多様な人材の育成にあたっては、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期にさしかかっているとと言えます。

子どもたちが「ふるさと内灘」に誇りを持ち、「確かな学力」を生涯にわたって身につけ、社会性や規範意識を身につけた思いやりのある心豊かな人生を切りひらいていくことを共に実現するための改革の推進が、今求められています。

「第1期内灘町教育振興基本計画」は計画期間を令和6年度までとしていましたが、国及び石川県の教育振興基本計画の内容を町の計画に反映させるとともに、「第6次内灘町総合計画」との整合性を図るため、「第1期内灘町教育振興基本計画」の計画期間を1年間延長しました。

「第2期内灘町教育振興基本計画」では、第1期から掲げてきた「基本理念」、「めざす人間像」といった基本的な考え方は継承しつつ、現計画策定以降の状況の変化を踏まえ、今後5年間に取り組む本町教育の目指す姿と施策の転換の方向性を示しています。

国：平成20年 第1期教育振興基本計画策定
平成25年 第2期教育振興基本計画策定
平成30年 第3期教育振興基本計画策定
令和5年 第4期教育振興基本計画策定



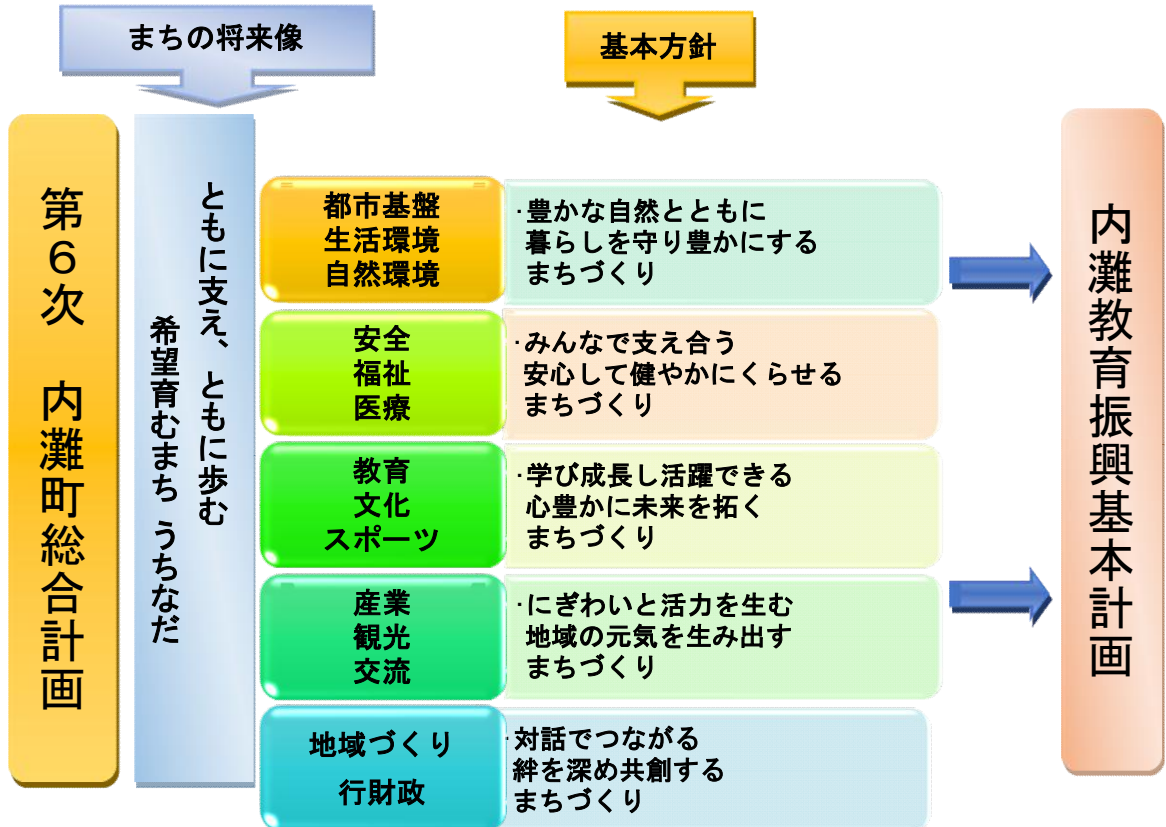
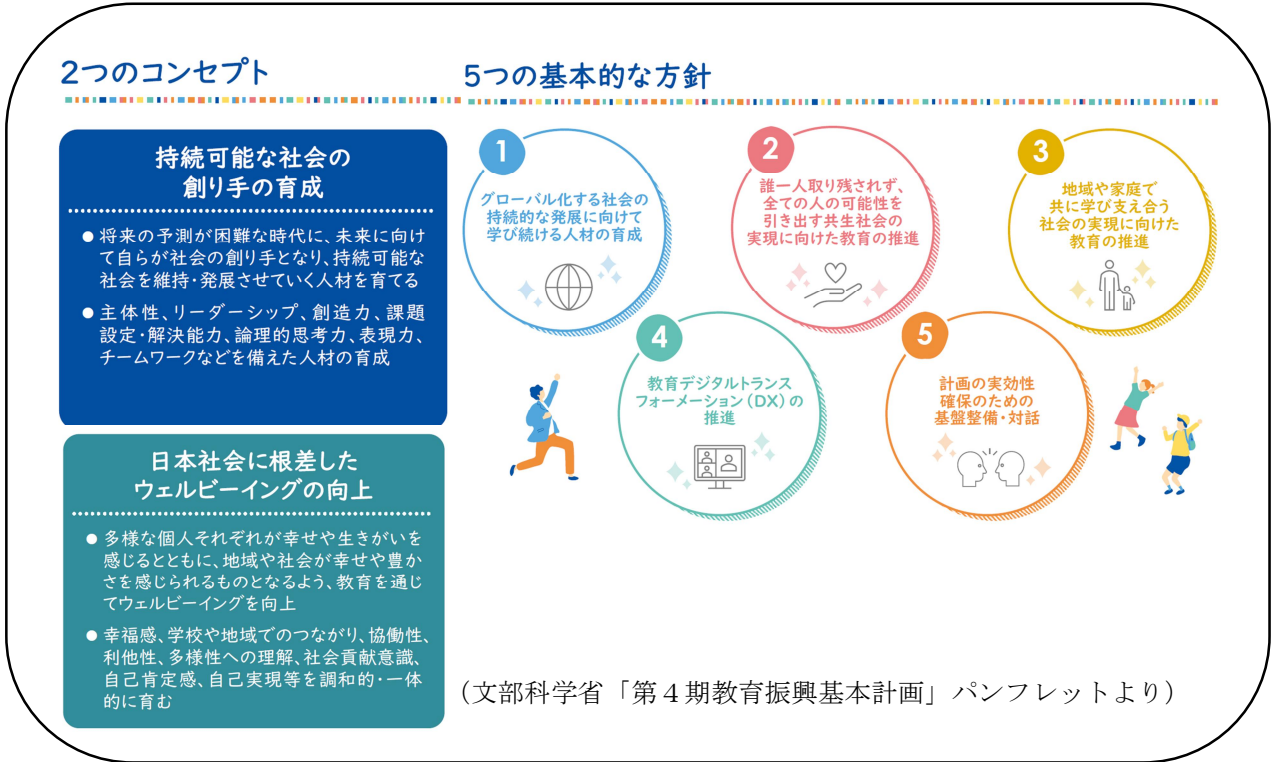
県：平成23年 第1期石川の教育振興基本計画策定
平成28年 第2期石川の教育振興基本計画策定
令和3年 第3期石川の教育振興基本計画策定
令和8年 第4期石川の教育振興基本計画策定



町：平成27年 第1期内灘町教育振興基本計画策定(前期)
令和2年 第1期内灘町教育振興基本計画(後期) 達成目標追加
令和8年 第2期内灘町教育振興基本計画

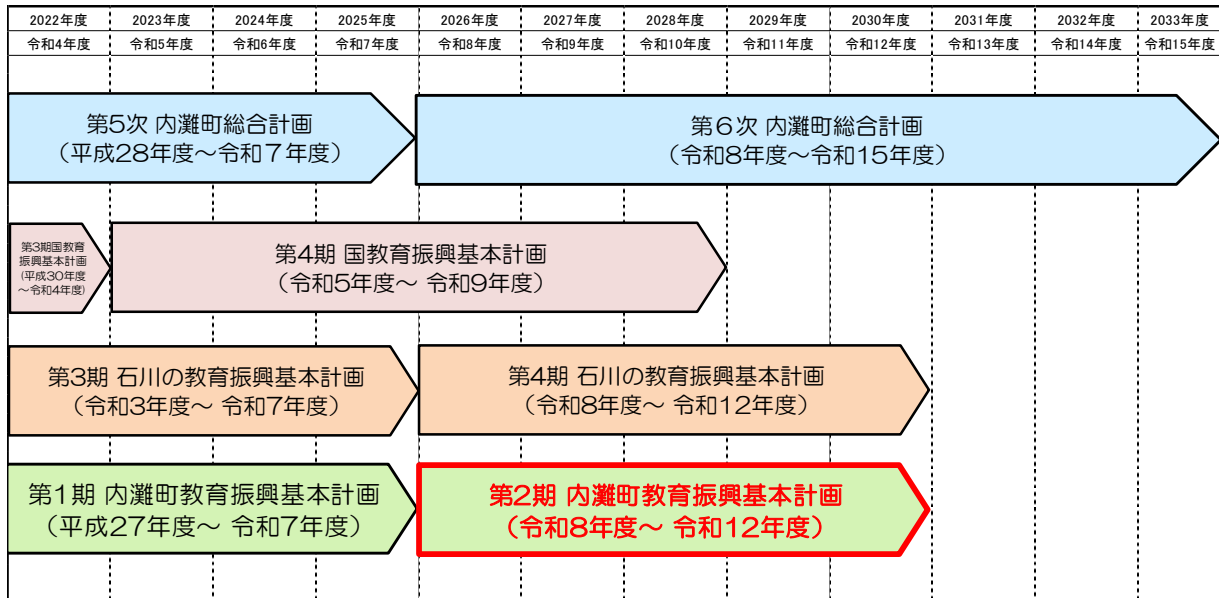
2 計画の位置付け

この基本計画は、国が示す教育振興基本計画を基に、内灘町の実情に応じて、町における教育の振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、本町の教育の長期的かつ総合的の指針として位置付けています。「石川の教育振興基本計画」を踏まえ、内灘町がめざすまちづくりの指針である「第6次内灘町総合計画」との整合性を図ります。



3 計画期間

本基本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。



第2章 内灘町の教育を取り巻く状況

1 社会の現状と変化

◆ 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は平成20年をピークに減少を続け、令和6年時点で約1億2300万人となっています。出生数は長期的に減少傾向にあり、令和4年には初めて80万人を下回りました。

一方、高齢者人口は増加傾向にあり、令和6年時点で約3600万人と過去最多を記録し、総人口の約3割を占めています。全国的に出産や育児を支援する取組が進められていますが、今後もこの傾向は継続すると見込まれており、人口構造の変化が進行しています。

◆ 「VUCA」将来の予測が困難な時代

現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。

これまでの計画の中でも社会課題として、人口減少・少子高齢化、グローバル化*や技術革新の急速な進展、子供の貧困、社会のつながりの希薄化など、継続的に取り上げてきましたが、特に、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及びロシアのウクライナ侵攻による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態と言えます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響としては、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じました。また、学校の臨時休業により、学校の居場所やセーフティネットとしての福祉的役割を再認識するきっかけとなりました。感染拡大当初はICT*の活用が十分ではなく、デジタル化への対応の遅れが浮き彫りとなりましたが、これを契機として、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。

将来の予測が困難な時代において、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、未来に向けて自らが社会の創り手となり、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するためにも、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

◆ 令和6年能登半島地震の発生

令和6年1月1日に能登半島沖を震源とする令和6年能登半島地震が発生し、最大震度7を観測する未曾有の大災害となりました。上下水道などのライフラインや、道路などインフラ施設に甚大な被害が発生しました。さらに、広範囲の液状化現象や地盤隆起など、過去に類を見ない地形変化も発生しました。

復旧・復興への道のりは相当の困難が伴います。しかし、単に被災前の姿に復元するのではなく、元々あった課題を踏まえ、未来志向に立って、以前よりも良い状態へと持っていくという「創造的復興」に向けた取り組みを進めていく必要があります。

◆教育を通じてのウェルビーイングの向上

経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきています。

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものであり、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

特に、我が国においては、日本の社会・文化的背景を踏まえ、「自己肯定感」「自己実現」などの獲得的な要素と、「学校や地域でのつながり」「協働性」「利他性」「社会貢献意識」などの協調的要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育を通じて向上させていくことが求められます。

さらに、子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場になることが重要です。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境が良い状態であることなどが求められます。

◆令和の日本型学校教育の構築

中央教育審議会の「令和の日本型学校教育」(R3.1) 答申において、「正解(知識)の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、子ども一人一人の特性や興味・関心に応じた「個別最適な学び」と他者と協働して課題を解決する力を育む「協働的な学び」の一体的な充実を図ることなどが示されました。

このことを踏まえ、学習指導要領*が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取り組みをさらに進化させ、教育の質を向上させることが求められています。国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっています。こうした中、地球規模の課題を自らに関わる問題として捉え、社会経済的な課題解決に参画するグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成が求められています。

このような人材の育成に向けて、我が国の伝統や文化を尊重する姿勢を重視し、チャレンジ精神や多文化共生の精神、豊かな語学力など、グローバルな視野で活躍するための資質・能力を育成し、国際的な交流活動の推進、外国語教育の充実、外国人への教育の充実、国際理解教育の推進などをさらに図っていく必要があります。

◆急速な技術革新と AI や DX* など社会全体のデジタル化の進展

人工知能(AI)、ビッグデータ*、IoT*、ロボティクス等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方が大きく変わる超スマート社会「Society5.0」時代が到来しつつあります。

これからの時代の働き手に必要となる能力は変化してきており、AIやロボットによる代替が困難な新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといっ

た能力が今後一層求められることが予測され、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要とされています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界全体のデジタル化を飛躍的に進展させました。今後、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）*が加速していく中で、教育分野においても、デジタル化の推進が一層求められています。

◆成年年齢の18歳への引き下げや子供の権利利益の擁護

法改正により成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参画が図られました。また、令和5年には「こども基本法」が施行され、子供の権利利益の擁護及び意見表明などについての規定が設けられ、全ての子どもが健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を推進していくことが必要です。

◆誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

近年、全国的にいじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況にあります。また、不登校、児童虐待、ヤングケアラー*、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化しています。さらに、特別な教育的支援を必要とする子供への支援、性的マイノリティ*に係る子供へのきめ細かな対応、特定分野に特異な才能のある子供への指導や日本語指導が必要な子供への学びの保障など、多様な子供の状況に応じた支援の必要性が高まっています。

誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、誰もが生き生きとした人生を享受することができるよう、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められています。

◆教職員の確保と学校における働き方改革の推進

近年の教員の大量退職や特別支援学級*の増加等に伴い、教員の大量採用が続いているものの、全国と同様、教員採用試験の受験者数は減少傾向にあります。加えて、産休・育休取得者の増加等、様々な要因により教員の未配置などの「教師不足」といった課題が生じています。また、学校現場における課題が多様化・複雑化し、教員の勤務時間は長くなっています。

学校における働き方改革については、その成果が着実に現れているものの、依然として、長時間勤務の教職員も多いことから、教職員が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子供に向き合うことができるよう、多忙化改善の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めることが必要です。

2 教育をめぐる国・県の動き

◆ 国の第4期教育振興基本計画の策定

令和5年6月16日に、第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。同計画では、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、令和22年以降の社会を見据えた教育政策の在り方が示されています。

同計画においては、総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つを掲げ、その下に5つの基本方針を定めています。その上で、令和5年度から令和9年度までの5年間における教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。

□ 5つの基本方針

1. グローバル化*する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4. 教育デジタルトランスフォーメーション（DX*）の推進
5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

◆ 第4期 石川の教育振興基本計画の策定

令和8年3月に、第4期石川の教育振興基本計画が策定されます。同計画では基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」をはじめ、第3期計画の基本的な考え方を継承し、先人より培われてきた豊かな歴史と文化、高い技術力を有するものづくり企業や高等教育機関の集積など、石川県の個性ともいべき数多くの財産を活かしながら、ふるさとに誇りと愛着を持ち、いしかわの未来を担う人材の育成に取り組むこととし、9つの基本目標を定めています。

□ 9つの基本目標

1. 災害からの復旧復興に向けて、創造的復興教育に取り組みます
2. いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します
3. 確かな学力*や専門的な能力、職業実践力を育成します
4. 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します
5. 誰一人取り残されない多様な教育ニーズへの対応を推進します
6. 信頼される質の高い学校づくりを推進するとともに、地域の教育力の向上を目指します
7. 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します
8. 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します
9. ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

内灘町教育振興基本計画の体系

基本理念	夢や目標に向かってたくましく生きる心豊かな人づくり	
4つの「めざす人間像」	「ふるさと内灘」に誇りを持ち、広い視野にたって社会に貢献できる人	確かな学力を身に付け、生涯にわたって学び続ける人
8つの「基本目標」	1 ふるさとの歴史や伝統、自然を守り、未来につなげる教育をめざします 2 異なる文化や価値観を尊重し、世界に通じる人づくりをめざします	3 確かな学力を高くくみ、一人一人の可能性を伸ばす教育をめざします 4 家庭・地域・学校が連携し、社会全体で教育力の向上をめざします
施策の基本的方向	1-1 ふるさと教育・ふるさと学習の充実 1-2 内灘の自然を生かした環境教育・環境学習の推進 2-1 多文化共生社会・国際化に対応した取組の充実 2-2 国際社会に対応できる実践的なコミュニケーション能力の育成 3-1 確かな学力の育成 3-2 これからの社会に必要な資質を高くくむ教育の推進 3-3 特別支援教育の充実 3-4 指導力向上のための教職員研修の充実 4-1 家庭や地域、関係機関と連携した学校教育の推進 4-2 家庭の教育力向上 5-1 一人一人の生涯にわたる学習への支援 5-2 地域コミュニケーション活動の推進 5-3 創造性と個性を高くくむ文化活動の推進 6-1 豊かな心を高くくむ取組の充実 6-2 キャリア教育の推進 6-3 コミュニケーション能力の育成 6-4 いじめ・不登校等への対応の充実 6-5 健康や体力を高くくむ教育の充実 7-1 生涯スポーツの推進 7-2 競技スポーツの底辺拡大 7-3 スポーツ団体の育成 8-1 安心して学べる教育環境の充実 8-2 生涯学習の拠点となる施設の適正管理と活用 8-3 スポーツ施設の整備と活用	6 豊かな人間性を高くくみ、心身ともにたくましく人づくりをめざします 7 豊かなスポーツライフの創造をめざします 8 安全で安心な魅力ある学習環境をめざします

第3章 内灘町の教育の基本的な考え方

1 基本理念

夢や目標に向かってたくましく生きる 心豊かな人づくり

産業や経済構造の高度化、価値観やライフスタイルの多様化など、社会は急速に変化しています。このような状況の中、内灘の歴史や文化、自然を大切にしながら、この新しい時代をたくましく生き抜く力を身に付けることが重要です。

このため、生涯にわたる学習やスポーツ活動により、心身ともに健やかで、心豊かな人づくりをめざすとともに、障害の有無にかかわらず、一人一人の個性や適性に応じたきめ細かな教育を推進します。そして、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、主体的に学び、現代的・社会的な課題を見付け、解決できる力を身に付けた、自らの夢や目標に向かって積極果敢に挑戦するたくましい人づくりをめざします。

また、国の新たな教育振興基本計画のコンセプトである2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成を推進し、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていきます。

日本社会に根ざしたウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育を推進します。

2 めざす人間像

(1) 「ふるさと内灘」に誇りを持ち、広い視野にたって社会に貢献できる人

- ・内灘の自然や歴史、伝統、文化に学び、ふるさとを愛し、誇りを持つ。
- ・地域活動に自ら参加し、協働のまちづくりに貢献する。
- ・国際化に対応するコミュニケーション力を身に付け、多文化共生社会*への理解に努める。

(2) 確かな学力*を身に付け、生涯にわたって学び続ける人

- ・将来の夢や目標に向かって継続的に努力する。
- ・生涯学び続けるための基盤となる基礎的・基本的な知識や技能を身に付ける。
- ・主体的に判断する力を身に付け、自らの個性や創造性を伸ばす。

(3) 社会性や規範意識を身に付けた、思いやりのある心豊かな人

- ・社会のルールの中で自分が生きていることを理解する。
- ・権利を主張するだけでなく、社会の中で義務や責任を果たす。
- ・互いに相手を理解し、敬意と思いやりを持って接することができる。

(4) 健康や体力の増進に努める、活力ある人

- ・健康に配慮した生活習慣を身に付ける。
- ・運動やスポーツに積極的に取り組む。
- ・安全で快適な生活環境づくりを進める。

3 基本目標

基本目標1 ふるさとの歴史や伝統、自然を守り、未来につなげる教育をめざします

- ・「ふるさと内灘」のよさを様々な体験活動を通して学ぶ教育を展開します。
- ・内灘の豊かな自然を生かした環境教育・環境学習を推進します。

基本目標2 異なる文化や価値観を尊重し、世界に通じる人づくりをめざします

- ・多文化共生社会*や国際化に向けた取組を推進します。
- ・英語によるコミュニケーション能力の伸長を図ります。
- ・グローバル化*する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材を育成を図ります。

基本目標3 確かな学力*をはぐくみ、一人一人の可能性を伸ばす教育をめざします

- ・基礎的・基本的な知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し、主体的に解決する力を含めた確かな学力*を身に付けさせるとともに、教育DX*の推進による学びの質の向上を図ります。
- ・誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進します。
- ・特別な支援を要する子どもに対して、個々の教育的ニーズを踏まえ、適切な指導と支援の充実に努めます。
- ・「生きる力*」をはぐくむ教育に必要な教員の指導力の向上を図ります。

基本目標4 家庭・地域・学校が連携し、社会全体で教育力の向上をめざします

- ・地域や家庭と学校が協力することで相互理解と信頼を高めます。
- ・学校が抱える教育課題が複雑化・困難化する中、長時間勤務が大きな課題となっている教職員の多忙化改善に向けた取組を進め、学校の組織的な課題対応力の強化を図ります。
- ・互いの教育力を高め、社会全体で子どもたちを育てます。

基本目標5 学びの気運に満ちた生涯学習社会*をめざします

- ・自分らしい学びを通し、豊かな心をはぐくみます。
- ・学びを通して自己実現を図り、その成果を生かす社会づくりをめざします。

基本目標6 豊かな人間性をはぐくみ、心身ともにたくましい人づくりをめざします

- ・基本的な生活習慣や規範意識の向上を図ります。
- ・自尊感情*や責任感、感動する心、他者を思いやるなどの豊かな人間性をはぐくみます。
- ・健康や体力の保持増進に努め、逆境に負けないたくましい人づくりをめざします。

基本目標7 豊かなスポーツライフの創造をめざします

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の充実をめざします。
- ・誰もがスポーツに親しむことにより、活力あふれる人づくりをめざします。

基本目標8 安全で安心な魅力ある学習環境をめざします

- ・令和6年能登半島地震により被災した学校施設等の早期復旧を進めます。
- ・ソフト・ハードの両面から、安全で安心な学習環境をめざします。
- ・緊急時の防災・防犯体制の強化を図ります。
- ・就学や進学が困難な児童生徒への支援の充実を図ります。

4 施策の進め方

8つの「基本目標」を達成するために「施策の基本的方向」を定め、それに基づく「具体的な取組」を展開することによって「めざす人間像」を確立し、もって「基本理念」の達成をめざします。

第4章 施策の基本的方向と具体的な取組

基本目標1 ふるさとの歴史や伝統、自然を守り、未来につなげる教育をめざします

基本的方向1-1 ふるさと教育・ふるさと学習の充実

【現状と課題】

内灘町の豊かな自然や、この地ではぐくまれた歴史や伝統など、内灘固有の教育資源を活用し、様々な体験活動を通して一人一人が学ぶ喜びや楽しさを実感するとともに、「ふるさと内灘」を愛し、誇りに思う意識をはぐくむふるさと教育・ふるさと学習を展開しています。

その際、幅広い経験や優れた知識・技能を持つ地域の人々の協力を得て、子どもから大人まで郷土に対して誇りを持ち、愛着を感じることができるように取り組む必要があります。

町内の有形・無形の文化財を貴重な文化遺産として継承するため、文化財保護審議会で文化財の保存・活用に関する審議を行い、重要な文化財については指定等の保護措置を講じています。また、内灘町歴史民俗資料館「風と砂の館」において各種企画展や内灘の歴史を学ぶ勉強会を開催しています。

貴重な文化財を次世代に継承していくため、資料の散逸を防ぐための調査や、幅広い世代を対象とした普及啓発活動に努める必要があります。



【内灘町天然記念物 シロチドリ】



【講演会「内灘村について」】

【具体的な取組】

(1) 地域に根ざした学習活動の推進

- ① 「風と砂の館」の見学や「凧づくり」などを契機に、地域のよさについて子どもたちが主体的に学ぶ活動を学校教育の様々な場面で積極的に取り入れます。
- ② 地域人材や地域の学習資源を積極的に活用し、地域と学校が一体となって地域に根ざした学習活動を推進します。その際、講師の派遣については、「内灘町豊かな心を育む町民会議*」の「学校家庭支援事業」により支援します。

(2) ふるさと内灘に関する教材の開発と活用

- ① 小学校中学年用社会科資料集「わたしたちの内灘」を定期的に改訂し、授業に活用します。

- ② 新任教職員研修等で内灘町の歴史や伝統、自然等についての学習機会を持ち、指導者自身の地域理解と内灘町への愛着を深めます。



【内灘町新任教職員 内灘町の史跡めぐり】

(3) 地域の行事への積極的参加の推進

- ① 内灘町には各地区で受け継がれた獅子舞や棒振り、奴行列などがあります。これらは、地域の伝統文化を継承するとともに世代間交流の絶好の機会となっています。子どもたちの積極的な参加を促し、地域が一体となって取り組むことで郷土愛をはぐくみます。
- ② 「世界の風の祭典」などの町民が一体となって取り組む行事への積極的な参加を呼びかけ、子どもたちの社会参画意識を高めるとともに、豊かな感性をはぐくみます。



【向栗崎の祭礼】



【大根布の祭礼】



【宮坂の祭礼】



【室の祭礼】



【西荒屋の祭礼】



【世界の風の祭典】

基本的方向 1-2 内灘の自然を生かした環境教育・環境学習の推進

【現状と課題】

内灘町では、まちづくりの基本理念として「緑と水に抱かれた、自然豊かで環境にやさしいまち」を掲げ、自然環境の保全や持続可能な循環型社会*の形成をめざして様々な施策を展開しています。

このため、学校教育や社会教育においても、環境問題に対する関心を高め、理解を深める様々な取組を展開しています。今後もこれらの取組を充実・発展させ、身近な自然や地域の中での様々な体験活動を通して、環境を大切にすることをはぐくみ、よりよい環境の創造に積極的に取り組む実践的な態度を育成する環境教育・環境学習を推進が求められます。

ESD*の一環として、内灘町では環境教育に積極的に取り組んでいます。中でもエコ活動の取組は、総合的な学習の時間*や理科、更には児童会・生徒会活動などの場面で、大切な持続発展可能な教育の一環と捉えています。

平成 23 年度には町内すべての小中学校が内灘町からは「エコスクール」に認定され、翌年には「ユネスコスクール*」に認定されました。

現在も各学校では、身近な環境保護活動・省資源活動として、紙エコ・電気エコ・水エコ・ごみエコ等のエコ活動を進めています。また、グリーンカーテンによる室温の調整等の取組も実施しています。これらの活動を通して、環境保全を意識する児童生徒の心情や態度を育てることは、今後もより一層重要となってきます。

【具体的な取組】

(1) 環境教育・環境保全活動・持続可能な開発のための教育 (ESD*) の推進

- ① 好奇心を育て、創造力の基礎をはぐくむため、子どもたちがふるさとの自然にふれる機会を提供します。
- ② 内灘町では、「エコスクール認定制度」を設け、町内の全学校が「エコスクール」の認定を受けています。また、「ユネスコスクール*」の認定校でもあります。各学校では、「内灘町エコスクール推進計画」に基づき、児童生徒が主体的に取り組む環境学習や環境保全活動を推進し、ESD*の目的である「持続可能な社会の創り手」をはぐくみます。
- ③ 脱炭素社会の実現に向け、学校施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や木材利用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備等を進め、整備した学校施設を教材として活用するなど、児童生徒等の環境教育の推進を図ります。

(2) 地域の教育力を生かした環境教育・環境学習の推進

- ① 地域人材や自然環境を活用し、学校園等での野菜づくりや米づくりなどの体験的な環境学習に取り組みます。
- ② ESD*の強化と SDGs の 17 の全ての目標実現へ向け、環境教育・環境学習を推進し、地域の多様な関係者（学校、教育委員会、大学、企業、NPO、社会教育施設*など）や地域人材のネットワークを強化します。

基本目標2 異なる文化や価値観を尊重し、世界に通じる人づくりをめざします

基本的方向2-1 多文化共生社会*・国際化に対応した取組の充実

【現状と課題】

国際化が急速に進展している今日、平和的で心豊かに暮らすには、自らの文化に愛情や誇りを持つとともに、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら、共に生きていく資質や能力を身に付けなければなりません。

このため、町民一人一人が国際化や多文化共生社会*について理解を深めるとともに、積極的に国際交流・多文化共生に向けた取組に参加していくよう努めています。また、町内に在留する外国人等に対し、生活のために必要な日本語等を習得できる日本語教育の体制づくりの支援等が求められています。

【具体的な取組】

(1) 国際交流と多文化共生の取組の充実

- ① 「JAPAN TENT 内灘プログラム」により、留学生のホームステイを支援し、日本や内灘の文化体験や交流機会を提供します。
- ② 内灘町在住外国人や町民がお互いの文化や習慣を理解し、ともに地域づくりに参画できるよう、国際交流員*（CIR）とSwitch うちなだ（国際交流ボランティア）が中心となり、交流事業を推進します。
- ③ Switch うちなだの行う日本語教室を支援するほか、日本語サポーター養成講座等を開催し、地域日本語教室を担う日本語サポーター人材の発掘、養成を推進します。
- ④ 「世界の凧の祭典」などの各種交流イベントを通して、国際交流を推進します。
- ⑤ 日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程*の編成実施の促進や、不就学の可能性がある外国人の子どもの就学促進に向けた取組を推進します。その際、関係機関との連携等、地域や社会での共生に向けた取組を促進します。

(2) 国際理解教育の充実

- ① 小学校では、中学年の総合的な学習の時間*のテーマを国際理解とし、外国の生活や文化について調べたり発表したりする機会を設け、異なる文化に対する興味・関心を高めます。
- ② 学校や保育所（園）、幼稚園、公民館や学童保育クラブの要請に基づき国際交流員*を派遣し、国際理解教育の機会を拡充し、町民の国際理解を深めます。



【JAPAN TENT 内灘プログラムの様子】



【国際交流員*によるハロウィンの催しもの】

基本的方向 2-2 国際社会に対応できる実践的コミュニケーション能力の育成

【現状と課題】

グローバル化*が急速に進展する中、学校教育においては外国語教育を充実することが重要な課題となっています。特に、相手の立場を尊重しつつ、外国語を用いて自分の考えや意思を的確に伝えられるコミュニケーション能力を身に付けることが大切です。

このため、英語は国際的共通語として最も中心的な役割を果たしていることから、子どもたちがこれからの時代を生き抜くことができるよう、英語によるコミュニケーション能力の更なる伸長が求められます。

昨今の急激なグローバル化*から、今まで以上に実践的な英語力の向上が求められています。英語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、子どもたちが将来どのような職業に就くとしても、様々な場面で必要とされます。このような状況を受け内灘町では、小中9年間を通して『使える英語を身につけること』と『自律的な英語学習態度の育成』を目標に掲げ、指導法を工夫し体験的な活動等を取り入れ、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指してきました。

小学校から中学校への円滑な接続を図り継続的に英語の力をつけるために、平成30年度に『内灘町英語教育推進計画』を作成し、それに基づいて段階的に4技能（聞く、読む、話す、書く）の伸長を図ってきました。小学校においては、1年生から6年生まで全ての授業を教員と町英語非常勤講師（ALT*含む）とのチーム・ティーチング*で行っています。教員が主となり町英語非常勤講師（ALT*含む）の専門的な技能・知識の助けを得ながら、『わかる・できる英語授業』を児童に提供してきました。

英語の授業以外でも、外国の方を招いて折り紙や昔遊びをしたり、出身国の話を聞いたりして互いの国の文化の理解を深めています。身につけた英語を実践で使い外国の方とコミュニケーションを図るために観光地に出向いて外国の方にインタビューする活動も行っています。インタビュー活動を通して、英語が通じた時の喜びはもちろん通じないことにも気付き、そのことが意欲を高める機会にもなりました。

英語教育の推進は、町内全小中学校の英語教育担当で組織した『内灘町英語教育推進委員会』が行い、研究授業、児童・生徒・教員へのアンケート、指導法研修会等を行い、指導力向上を図ってきました。また、平成29年度から3年間、内灘中学校、清湖小学校、西荒屋小学校の3校が県教育委員会から『英語教育強化拠点地域事業』の指定を受け、先駆的に実践研究に取り組んできました。

中学校においては、英語への学習意欲と英語力向上を目指し積極的に英語検定に挑戦できるように、令和5年度より検定料の補助を行っています。

今後は、児童・生徒の英語力をより向上させる体制を構築していくことが必要です。

【具体的な取組】

（１）実践的な外国語教育の充実

- ① 学校教育において、英語教育を充実させ、言語や文化に対する関心を高めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を段階的に育成します。
- ② 小学校低学年は年間10時間の外国語活動、中学年は35時間の外国語活動、高学年は70時間の外国語科を通して、段階的に英語にふれる機会を設定します。その際、すべての授業は学級担任と内灘町英語非常勤講師等とのチーム・ティーチング*で行います。
- ③ 英語による自分の考えや意思を表現し学習成果を発表する機会として、スピーチフェスティバルを開催し、積極的な参加を呼びかけます。
- ④ 中学校においては、外国語指導助手*（ALT）を活用しネイティブな英語にふれさせるとともに、英語で授業を行うように努め、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ⑤ これまでの実践研究成果から、西荒屋小学校を『内灘町英語教育推進モデル校』に指定し、町内の英語教育のより一層の充実を図ります。



【西荒屋小学校 国際交流集会】



【西荒屋小学校 外国の方へのインタビュー】

（２）教職員の指導力の向上

- ① 学級担任と内灘町英語非常勤講師等とのチーム・ティーチング*も含めた指導法の改善や教材の開発等に関する研修の充実を図ります。
- ② 内灘町英語教育推進委員会や内灘町英語非常勤講師等打合せ会を定期的開催し、小学校間の指導の統一性や小中学校間の指導の連続性を中心に協議し、英語教育の小小連携・小中連携を図ります。
- ③ 「内灘町英語教育推進計画」（令和2年3月作成）を全学級担任に配付し、計画に基づいた指導を展開します。また、児童の実態や学習指導要領*の改定等に合わせカリキュラムを見直し、指導内容の改善に努めます。

基本目標3 確かな学力*をはぐくみ、一人一人の可能性を伸ばす教育をめざします

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会*」にあって、子どもたちにはたくましく生き抜く力が求められます。

とりわけ、知の側面である学力については、基礎的な知識や技能をしっかりと身に付け、その知識や技能を活用し、自ら思考し、判断し、表現する力をはぐくむとともに、学ぶ意欲を養うことが大切です。

そのため、改訂 いしかわ学びの指針 12 か条【学びの 12 か条+プラス】に基づいた取組をより充実させていきます。

石川の子どもの学力を伸ばす 改訂 いしかわ学びの指針 12 か条【学びの 12 か条+プラス】

活用力を高める授業づくり

- ① 物事を多様な観点から考察する力の育成
- ② 自ら課題を発見し、主体的・協働的に課題を解決する力の育成
- ③ 根拠や筋道を明確に表現する力の育成

学力・学習を支える基盤づくり

- ④ 目的や状況・相手に応じて「聞く」「話す」態度・姿勢の醸成
- ⑤ 目的や条件に応じて「書く」、必要な情報を「読む」態度・姿勢の醸成
- ⑥ よりよい解決に向かうための質の高い学び合いのプロセスの重視
- ⑦ 主体的な問題解決のための効果的な ICT*活用の促進
- ⑧ よりよい学習習慣・生活習慣の定着
- ⑨ 家族や地域の人々とのコミュニケーションを促進し、家庭・地域・社会と結び付いた学びの推進

指導改善を進める体制づくり

- ⑩ 学力と指導力を持続的・継続的に高める組織づくりの推進
- ⑪ 現状把握に基づき、取組の実施・評価・改善を図る指導体制の確立
- ⑫ 保護者・地域との積極的な情報共有・連携の推進

基本的方向3-1 確かな学力*の育成

【現状と課題】

確かな学力*とは、知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものであるとされています。これらを習得するために学習活動の充実が求められます。

内灘町では、このような学習活動の基盤となる言語活動を重視した授業づくりをめざして、そのための研修を実施するとともに、個に応じた指導を工夫し、更に読書活動の推進を行っています。

平成31年4月に実施された全国学力・学習状況調査*の結果では、小学校中学校ともに、全般的に石川県の平均と同程度もしくは下回っている状況です。

小学校6年生は、国語は県平均と同程度で、算数は県平均をやや下回っています。また、中学校3年生は、数学は県平均と同程度で、国語、英語はいずれも県平均をやや下回っています。

質問紙調査では、次のようなことが明らかになりました。小学校6年生は、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれると思いますか」や「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問いに対しての肯定的回答は、県平均を上回っています。「家で、自分で計画を立てて勉強していますか」に対しての肯定的回答は県平均と同程度ですが、「学校の授業時間以外に普段、1日当たりどのくらいの時間、勉強しますか」に対しては、2時間以上学習する割合が、県平均を下回ります。

中学校3年生は、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれると思いますか」の肯定的回答は、県平均を下回り、「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対しての肯定的回答は、県平均と同程度です。「家で、自分で計画を立てて勉強していますか」に対しての肯定的回答は、県平均を下回っていますが、「学校の授業時間以外に普段、1日当たりどのくらいの時間、勉強しますか」に対しては、2時間以上学習する割合が、県平均を上回っています。

これらの実態を受け、内灘町一斉の取組として、学級経営力や授業力の向上、更には、県評価問題や町独自の学力調査を活用した学力向上への取組を、PDCAサイクルを大切にしながら進めています。

学力向上の取組のキーワードのひとつに、言語環境の整備が挙げられます。子どもたちが日々目にしたり耳にしたりする言葉や文字への正しい知識や意識には、図書館教育を中心とした言語環境の整備が重要です。また、子どもたちの健全な心をはぐくむためにも、読書活動の推進は欠くことのできない大切な取組です。

本町では、町内全小中学校の学校図書館に1名ずつの図書館司書を配置し、「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の充実に努めています。適切な書籍の提供と読書への意欲喚起の環境づくりに努めています。また1校あたりの図書購入費が充実しており、毎年たくさんの新しい本を児童生徒に紹介することができます。

今後は、学校図書館と町立図書館との更なる連携した取組が必要です。

【具体的な取組】

（１）主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- ① 小中学校においては、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、子どもたちが、学習の見通しを持って粘り強く取り組み、学習したことを振り返って次につなげる「主体的な学び」、協働や対話を通じて考えを広げ深める「対話的な学び」、知識を相互に関連付けてより深く理解することや問題を見いだし解決策を考える「深い学び」といった３つの視点からの授業改善を推進します。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、子ども一人一人が主体的に学習を調整できる状況を整えたり、お互いの考えを共有する時間を設けたりするなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたちの学びが深まるよう授業改善を推進します。
- ③ 教員が、児童生徒に「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉えるとともに、児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かえるよう、指導方法や学習評価、教育課程*の改善に取り組みます。

（２）情報活用能力の育成

- ① 児童生徒がコンピュータやインターネットを活用することで、必要な情報を主体的に収集し、判断し、表現し、わかりやすく発信・伝達できるようになるための資質や能力を育成します。
- ② AI等の先端技術の進展やスマートフォン、SNSの利用が常態化しており、犯罪被害等も生じていることから、情報モラル教育やメディアリテラシーを身に付けるための学習に取り組み、情報社会の中で正しく行動できる判断力を育て、安全に生活するための知識や態度を育成します。

（３）プログラミング教育の充実

- ① 小学校では、各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を充実します。
- ② 中学校では、技術・家庭科（技術分野）において、小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし、プログラミング、情報セキュリティに関する学習活動を進めます。

（４）探究・STEAM教育の充実

- ① 「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指します。
- ② これからの社会の中で生きていくために必要な力の育成に向け、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な教育であるSTEAM

M教育により、具体的な社会課題と紐付けながら学習する活動の充実を図ります。

(5) 活用力を高める授業づくりの充実

- ① 研究指定校を核として授業研究を進めることで、思考力・判断力・表現力等を向上させる授業づくりをめざします。
- ② 石川県教育総合研修センター研修サポートや金沢教育事務所指導主事派遣の制度、更には町内小中学校の研究授業の相互参観を活用し、教員等の指導力と授業力の向上に努めます。
- ③ 小学校5年生、中学校1年生と2年生を対象にした内灘町学力テストの実施を通して、各学年における学力の状況を把握し、課題を明確にし、常に検証しながら授業の改善や教育課程*の見直しを図ります。

(6) 読書活動の推進と学校図書館の充実

- ① 全小中学校に1名の学校図書館司書を配置し、司書教諭と学校図書館司書の連携により、学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能の強化を図ります。
- ② 学校と町立図書館との密な情報交換により充実した読書環境づくりを進めることで、日常生活において児童生徒が読書活動を活発に行うよう取り組みます。
- ③ 町内全小学校3年生を町立図書館に招待する「学級招待」を通じて、学校と家庭と地域が連携して、充実した読書活動が進められるよう取り組みます。
- ④ 読書活動の一環として、朝学習の時間等を活用して読み聞かせボランティア団体の「がらがらどん」が各学校へ出向き、絵本等の読み聞かせを行い、読書の楽しさを味わわせるとともに読書の幅を広めるよう取り組みます。
- ⑤ 町内全小学校を対象に図書館を使った調べる学習コンクールを実施し、優れて作品を表彰し、全国大会にも応募しています。児童は各自設定したテーマについて図書館の本を利用することで来館する機会を増やします。



【町立図書館 学級招待の様子】



【朝学習 読み聞かせ】

基本的方向3-2 これからの社会に必要な資源をはぐくむ教育の推進

【現状と課題】

近年、私たちを取り巻く環境は、科学の進歩とともに、大きく変化しました。特に、ICT*機器による発展にはめざましいものがあり、学習環境にも大きな影響を与えてきています。しかし同時に、人が人とかかわりあうことが基盤となる福祉教育やボランティア教育の必要性もこれまで以上に高まってきました。

このため、子どもたちが様々な新しい課題にも対応できるよう、科学技術や情報、福祉等の課題に対する興味・関心や、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度をはぐくむ教育を推進し、次代を担い、よりよい社会づくりに積極的に参画する人材を育成します。

文部科学省が令和元年12月に「児童生徒1人1台端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想」GIGAスクール構想を提示しました。内灘町では、令和2年度以降、町内全学校に高速大容量の通信ネットワークの整備を実施し、国の年次計画に合わせた端末整備を実施しました。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT*環境を実現しています。

今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX*)が加速していく中で、教育データに基づく教育内容の重点化や教育リソースの配分の最適化など、教育分野においてもDX*を推進していくことが求められています。

全ての学校においてICT*を日常的に活用するとともに、ICT*環境を基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めることや児童生徒の情報活用能力を育成することが求められています。

【具体的な取組】

(1) 教育DX*の推進

- ① 児童生徒が、インターネットやデジタル教材を用いて、自らの疑問について深く調べることや自分に合った進捗で学習すること、更には一人一人の学習履歴を把握することなど、個々の理解や関心の程度に応じた個別最適な学びの実現に取り組みます。
- ② タブレット端末や電子黒板などを用いて、児童生徒同士による意見交換、発表など双方向型の協働的な学びの充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。
- ③ 各学校に備えられているデジタル機器の保守・管理等を行うためのICT支援員等の配置により学校を支援します。
- ④ デジタル社会の負の側面にも留意しつつ、自分で考え行動できる力を育むため、AI・ICT*などのデジタル技術を活用する力や情報リテラシーなどを児童生徒の発達段階に応じて育成します。

目標①：分かりやすく説明したり、児童生徒の思考や理解を深めたりするために、ICT*機器を効果的に活用した授業づくりを行います

数値目標項目	校種	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
ICT*機器を効果的に活用した授業づくりが「できる」もしくは「わりとできる」と回答する教員の割合	小学校	89.9%	90.0%
	中学校	66.4%	80.0%

(令和6年度「学校における教育の情報化の実態に関する調査」項目より)

(2) ボランティア教育の推進

- ① 社会福祉協議会と連携し、赤い羽根募金やペットボトルキャップ回収等のボランティア活動を通して、社会全体に目を向けた広い視野に立ったボランティア精神を醸成する場を設定します。

(3) 子供の意見表明による主体性の育成

- ① 令和4年に改訂された生徒指導提要进行を踏まえ、学校行事の運営、校則など学校のルールの設定や見直しについて、児童生徒が意見を表明し、主体的に関わる学校づくりを推進します。

(4) 消費者教育の推進

- ① 児童生徒が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるようにするため、小・中学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育を推進します。
- ② 成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、小中学校では、個人や企業の経済活動における役割と責任、買い物や売買契約の仕組み、計画的な金銭管理など、自立した消費者としての責任ある消費行動についての学習活動を充実します。

基本的方向3-3 特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

内灘町は、「いしかわ障害者プラン*2019」に基づき、「障害のある人も社会を構成する一員であり、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」といふノーマライゼーションの理念等を踏まえ、各種施策を展開しています。

とりわけ、発達障害*も含めて、障害のある子どもの教育については、自立し社会参加するための基礎となる「生きる力*」をはぐくむために、一人一人の障害の状況等に応じたきめ細かな指導が求められています。

このため、特別支援学級*はもとより、通常の学級においても、在籍する特別な支援を要する子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを踏まえ、適切な指導と支援の充実に努めます。

内灘町保健センターは、発達に障害や遅れのある乳幼児を持った保護者にとっての相談窓口となっています。これにより保護者は、子どもが未就学期の頃から内灘町の教育関連機関と連携を取り合えるようになっていきます。

また、内灘町子育て支援センターが核となり、石川県中央児童相談所、内灘町保健センター、内灘町教育委員会、更には町内全小中学校等が連携・協力し、「内灘町要保護児童対策地域協議会*」を設置し、虐待が懸念される児童生徒の早期の発見と防止に努めています。

今後は個に応じた支援方法の更なる工夫と各機関の一層の連携強化が求められます。

近年、発達障害*などで、学習面や行動面で支援を必要としている児童生徒の増加とニーズの多様化が見られます。クラス全体が落ち着いた雰囲気の中で授業に取り組むことができるよう、また当該児童生徒が意欲を持続させながら学習に取り組めるよう、本町では、支援員を各校に配置するなどの手厚い体制となっています。今後は、支援員の資質向上のために研修の更なる充実が求められています。

【具体的な取組】

(1) 通常学級や特別支援学級*等における障害のある児童生徒への指導の充実

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心として、児童生徒の障害の状況等一人一人の教育的ニーズに応じた「個別の教育支援計画*」や「個別の指導計画」の作成と活用を推進します。



【個別の教育支援計画*】

- ② 特別支援教育支援員を各学校の実態に応じて複数配置し、通常学級における支援を要する児童生徒に対応することで、安心して学校生活を送れるよう努めます。
- ③ 医療的ケアが必要な児童生徒等について、医療的ケア看護職員の配置など保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう努めます。

(2) 発達障害*の理解と支援に関する専門性の向上

- ① いしかわ特別支援学校地域支援室等の専門相談員の活用を積極的に行うことで、障害に対する理解を深めるとともに、児童生徒の個々の障害の実態に応じた適切な支援を行います。
- ② 各学校においては児童生徒理解の会を充実させ、ケースカンファレンス等の研修の機会を設定し、指導力の向上に努めます。

(3) インクルーシブ教育の推進

- ① 将来の共生社会の実現に向けて、すべての学校・教員が障害者理解を深めることを基盤とし、すべての児童生徒が授業内容を理解し、学ぶ喜びや充実感を得られるよう、視覚教材の活用や授業予定の視覚化など授業のユニバーサルデザイン※化を進めるとともに、障害のある子供一人一人に対する合理的配慮を提供し、障害のある子供とない子供が共に活動し、学び合う交流及び共同学習を積極的に行っていきます。
- ② 障害理解推進セミナー等の機会の充実に努め、児童生徒が障害に対する適切な知識を身につけ、互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学べるようにします。
- ③ 小中学校においては、校内において特別支援学級*と通常の学級の児童生徒が互いに理解を深め、共に学び合うことができるよう、交流及び共同学習を推し進め、これにより、障害の有無にかかわらず、すべての子供が自分と異なる考え方や立場を理解し、互いに認め合いながら、豊かな人間性を育むことを目指します。

(4) 就学支援の在り方の改善

- ① 5歳児健康診査をはじめ、保健センターや子育て支援センターとの連携で、乳幼児期からの早期相談支援体制の充実に努めます。
- ② 保健センターや子育て支援センターからの情報と教育委員会や各学校からの情報を共有し、巡回就学相談等の充実に努め、個に応じた適切な就学支援を行います。
- ③ 保幼小連携、小小連携、小中連携により情報交換を充実させ、中1ギャップ*等の問題解決に取り組むとともに、校種間の円滑な接続に努めます。

基本的方向3-4 指導力向上のための教職員研修の充実

【現状と課題】

内灘町の子どもたちを取り巻く喫緊の課題のひとつに、学力向上があります。その学力を向上させることは、教職員が子どもたちの将来に責任を持つということであり、教職員にとっての重大な使命です。そこで内灘町では、学力向上に向けて教職員の指導力・授業力の向上をめざし、児童生徒の実態を踏まえた研修を実施します。安心して学べる学級づくりに資する研修に重点を置き、指導力のある、また人間味溢れる教職員の育成が求められています。

【具体的な取組】

(1) 全体研修の充実

- ① 本町の児童生徒の実態や教職員のニーズに応じた研修を企画・実施します。

(2) 担当者研修の充実

- ① 教務主任、研究主任等の各担当者を対象とした研修の充実を図り、自校の運営に生かすことで、児童生徒が充実した学校生活を構築できるよう努めます。

目標②：学校に行くのが楽しいと感じる児童生徒数の増加を図ります

数値目標項目	校種	現況 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
「学校に行くのが楽しい」と感じる児童生徒数の割合	小学校	87.5% (県85.8%) (国86.5%)	100.0%
	中学校	92.8% (県88.2%) (国86.1%)	100.0%

(令和7年度「全国学力・学習状況調査*」より)

基本目標 4 家庭・地域・学校が連携し、社会全体で教育力の向上をめざします

基本的方向 4-1 家庭や地域、関係機関と連携した学校教育の推進

【現状と課題】

子どもたちを心身ともに健やかに育てるためには、「社会全体で育てる」という意識が、学校にも家庭にも地域にも必要です。そして、これら三者がそれぞれの役割を果たしながら緊密に連携することにより、子どもたちへの教育効果が一層高まることが期待されます。

学校は、教育目標や教育活動などの情報開示を進め、説明責任を果たすとともに、様々な機会を通じて家庭や地域の意見を求め、それらを開かれた学校づくりや教育活動の改善に積極的に活用します。

また、家庭や地域の有する人的・物的教育機能を、学校の教育活動の様々な場面で活用し、子どもたちの豊かな感性や社会性の育成に努めます。

町では、教員の多忙化改善策として、内灘町教職員働き方改革方針を策定し、「1か月の在校等時間について、超過勤務 45 時間以内。1年間の在校等時間について、超過勤務 360 時間以内。」としました。時間外勤務時間の達成目標を、校長をはじめ、教職員に通達をしています。また、取組内容としましては、中学校部活動は、週 2 日の休養日を原則、水・日曜としております。勤務につきましては、毎週水曜日は午後 6 時までに退庁とし、毎月第 3 水曜日は定時退庁としています。毎年旧盆時期には学校閉庁日を設定するとして、学校閉庁中の電話等の窓口は、教育委員会事務局が対応しております。

近年、人間関係や地縁的なつながりが希薄化し、地域のつきあいが少なくなったといわれています。子どもが社会規範や道徳心を学び健やかに成長するうえで、地域の大人や団体が子どもと交流する機会を設けることは重要であり、家庭、地域社会、学校が連携して、地域教育力の向上を図らなければなりません。

内灘町は町会ごとに公民館が設置されており、地域住民の自主的な学習活動の推進のため、各地区公民館で様々な取組が行われ、地域コミュニティ*の育成と地域の活性化を図っています。

なお、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、東京大学の協力を得て、公民館を核とした地域づくり共同研究事業を実施しました。

今後も、内灘町独自の公民館制度の特徴を生かしたまちづくりの在り方の検討を進めるとともに、地域の実情に合わせて、町民や各種団体などが主体となって課題に取り組むことが期待されます。



【東京大学との地域づくり共同研究事業】

【具体的な取組】

(1) 学校情報の開示

- ① 学校だよりや学校ホームページなどを活用して、学校における教育活動の具体的な目標、取組状況及びその成果に対する学校評価*を公表するなど、学校の説明責任を果たします。
- ② 学校ホームページの充実に取り組み、教育活動の様子が見る人にわかりやすいように、画像を用いるなど表現の工夫をし、適時適切な情報提供を行います。
- ③ 教育活動公開日・週間を設定して、学校の教育活動を保護者や地域に積極的に公開します。また、保護者アンケートや学校評議員などを通じて、家庭や地域の意見を広く聴取し、学校経営の改善に生かします。

目標③：学校ホームページを活用し、適時適切な情報提供に努めます

数値目標項目	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
学校ホームページ月 平均アクセス数	約 157,000 回	120,000 回

(2) 学校の組織的な対応力の向上

- ① 学習指導や生徒指導など学校が抱える課題に対して、退職教員や専門性を有する地域人材を非常勤講師として学校に配置し、課題解決をサポートすることで学校の教育力の維持向上を図ります。
- ② 個人が作成した教材を校内で共有し、教員相互で改善を図り、学び合うことで、学校全体の指導力向上につなげます。加えて、スマートスクールネットで他校とも共有し、良質な教材の活用を図ります。
- ③ いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の生徒指導上の課題に対して、臨床心理士や専門性を有する退職教員等をスクールカウンセラー*、社会福祉士等や元警察官などをスクールソーシャルワーカーとして派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に努めます。
- ④ 体罰や体罰につながりかねない不適切な指導、性暴力等が疑われる不適切な言動を見逃ごさないよう、徹底した実態把握のための調査・検証を毎年度実施し、その結果を踏まえて、体罰・性暴力等を未然に防止する組織的取組や体罰・性暴力等が起きた場合の早期対応・再発防止策など、体罰・性暴力等防止に関する取組を継続的に実施します。
- ⑤ 校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底するとともに、正しい児童生徒理解に立って信頼関係を築き、体罰によらない指導を徹底するため、経験豊かな指導者による実践的な研修等を通じて教員の倫理観やコミュニケーション能力の向上を図ります。

(3) 学校における働き方改革の推進

- ① 教職員の過度な負担を軽減するとともに、教材研究・授業準備や子供たちと向き合う時間を確保するため、教職員の多忙化改善に向けた「実施計画」を策定し、業務の適正化や、働きがいのある働きやすい職場環境の整備等、具体的取組について、全職員に周知し意識改革を図り、教育委員会や学校現場等の関係者が出来る限り足並みを揃えて一つ一つ着実に進め、教職員の時間外勤務の縮減に努めるとともに、あらゆる機会を通して、国に対して定数改善計画の策定を要望していきます。
- ② 国が示した方向性に沿って、中学校の休日部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への地域展開に向けた環境の一体的な整備を着実に進めます。
- ③ 教職員が子供たちと信頼関係を築き、適切な教育活動を行うためには、心身ともに健康で活力に満ちていることが重要であることから、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を意識させ、効率的な校務運営や定時退校を積極的に推進し、教職員のメンタルヘルスの保持増進に努め、長時間勤務者には医師の面接指導を実施します。
- ④ 定期健康診断等による疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病等の予防など、健康的なライフスタイルの支援に努めます。
- ⑤ 教職員の精神疾患の未然防止策として、メンタルヘルス相談窓口の設置や全職員を対象にストレスチェックを実施します。
- ⑥ 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求めます。

(4) 家庭・地域の教育力の活用と連携

- ① 地域に関する学習はもとより、部活動や本の読み聞かせ、学校安全のサポートなど、様々な場面で、家庭や地域の人々が学校の教育活動に積極的ににかかわることができる体制づくりを推進します。
- ② 公民館や町立図書館、教育委員会等の学習プログラムを積極的に活用するなど、学校教育と社会教育の有機的な連携を推進します。
- ③ 学校と地域の連携をうまく機能させるために、学校のニーズとそれに応える地域住民との調整を行うコーディネーターの養成に努めます。
- ④ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続をめざして、幼児と児童の交流や保育士と教職員の意見交換や情報交換の機会を設けるなど、連携の強化を図ります。更に、小学校生活への円滑な移行のために、保健センターや子育て支援センターとも情報の共有を積極的に行います。

基本的方向 4-2 家庭の教育力向上

【現状と課題】

家庭教育は、基本的な生活習慣や善悪の判断等の基本的倫理観など「生きる力*」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、全ての教育の出発点です。しかし、都市化や核家族化の進展等により、家庭の教育力が低下しているといわれており、家庭教育の在り方が問い直されています。このことから、家庭自身が果たすべき役割を見つめ直すことはもとより、社会全体で家庭教育を支えていくために、よりよい環境づくりに積極的に取り組んでいます。

青少年の健全な人間形成をめざし、家庭・地域社会・学校が一体となり、町民を挙げて、豊かな心をはぐくむ教育を推進するため「内灘町豊かな心を育む内灘町民会議*」を平成10年に設置しています。会議において、地域特性を生かした事業を企画・立案・実施することで、親子でともに学び合える体験学習の機会等を設け、家庭教育活動の推進を行っています。

近年、核家族化や少子化など家庭環境の多様化によって、子どもの生活習慣の乱れによる学習意欲や体力の低下が社会的な問題となっていることから、内灘町子育て支援センターなどとも連携し、家庭教育相談体制を充実する必要があります。



【和太鼓体験教室（どんどこ祭）】

【具体的な取組】

(1) 基本的な生活習慣の確立や社会性の向上

- ① PTA 連合会が中心となり、各学校 PTA が子どもの生活リズムの向上に向けた共通実践に取り組めます。
- ② 町内全小中学校において挨拶運動を実施し、人間関係力や社会性をはぐくむ機会とします。また、グッドマナーキャンペーンや各学期の始めに行われる PTA 交通安全指導・挨拶運動を通して、規範意識や公共マナーの向上を図ります。

目標④：「早寝早起き朝ごはん運動*」を通して生活リズムの向上をめざします

数値目標項目	校種	現況 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
全国学力・学習状況調査で「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生	82.4% (県82.9%) (国81.9%)	90.0%
	中学校3年生	84.7% (県84.6%) (国81.0%)	90.0%

(令和7年度「全国・学力学習状況調査」より)

(2) 家庭教育・親育ち支援の充実

- ① 子育て支援センターが中心となり、多くの保護者が集まる機会を活用して、子どもとのかかわり方等に関する学習機会や情報を提供することにより、親としての役割や責任が自覚できるよう「親育ち」への支援の充実を図ります。
- ② 5歳児健康診査での「学校教育ミニ講座」、就学時健康診断での「肝心かなめの1年生*」など、保護者が就学前に学校教育について学ぶ機会の充実を図ります。
- ③ 中学校では、3年生を対象とした「赤ちゃんとママから学ぼう」や2年生を対象とした保育所(園)・幼稚園での職場体験により、乳幼児とふれあう学習を実施し、次代の親の育成に努めます。



【石川県教育委員会発行「肝心かなめの1年生・思春期のここが肝心!」保護者向け冊子】

(3) 子育て支援のためのサポート体制の強化

- ① 子育て支援センターでは「第2次内灘町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援を実施するため、「カンガールーム内灘」を中心とした各種支援サービスの充実を図ります。
- ② 子育て家庭が育児不安やストレスを解消し、ゆとりを持って子育てに取り組めるよう、教育相談体制の充実を図ります。
- ③ 子育て支援課では、保護者が就労等により家庭にいない児童の放課後の居場所として、学童保育クラブの整備を推進します。また、学童保育クラブと学校との連携を図り、児童一人一人の生活態度や心身の状態に目を配り、よりよい学童保育をめざします。
- ④ 「内灘町要保護児童対策地域協議会*」では、虐待等による要保護児童やその保護者に対して適切な支援を行います。また、関係機関が連携を深め、児童虐待未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、地域社会に対しての啓発活動を積極的に行います。
- ⑤ ヤングケアラー*は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされており、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校の教員は、ヤングケアラー*を発見しやすい立場にあると言えます。そうした子供の変化を見逃さないよう注意深く見守る体制の充実を図ります。

- ⑥ 学校において把握したヤングケアラー*については、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、学校と関係機関が連携し、適切に支援します。教職員を対象にヤングケアラー*の概念について周知し、早期発見に向けた取組を推進します。



【赤ちゃん和妈妈から学ぼう(プレママ編)】



【赤ちゃん和妈妈から学ぼう(中学生編)】

基本目標5 学びの気運に満ちた生涯学習社会*をめざします

基本的方向5-1 一人一人の生涯にわたる学習への支援

【現状と課題】

内灘町生涯学習推進基本構想「学びの風ビジョン21*」に基づいて、町民の生涯学習活動を支援します。町民一人一人が、自分らしい学びを通して新しい自分を見付けるとともに、様々な出会いや交流をすることで、自らの成長と自己実現を図り、その成果を生かした社会参加を促進します。その際、社会教育関係団体やNPO等の民間団体、大学や企業等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動の推進が期待されます。

内灘町では、生涯を通じて町民が主体的に学習活動を行い、自己の向上や生きがいを得るための拠り所として、更には行政の生涯学習支援施策の指針として、内灘町生涯学習推進基本構想「学びの風ビジョン21*」を平成10年3月に策定しています。それに基づき、生活の充実や、明るく心豊かな地域社会の創造をめざして、生涯学習関連の各種施策を推進しています。また、青少年や成人を対象に、学校や家庭以外で広く行われる社会教育活動の充実を図るため、社会教育関係団体を支援しています。

町民が学びの範囲を更に広め、働きながらより専門的な学習の機会を得るためには、教育機関や民間等の協力を得て、それらが持つ生涯学習支援機能の活用を図ることが必要であり、加えて、公民館や図書館、歴史民俗資料館などの社会教育施設*をより一層充実させるとともに、福祉、防災、農山漁村振興等の関連施策との連携が求められます。

<学習機会の充実>

- ・子ども会連絡協議会や女性協議会等の社会教育関係団体への支援
- ・高齢者の学習の場や仲間づくり、生きがいづくりの支援として「はまなす大学」の開催や「生きがいセンター事業」の推進
- ・町民や内灘町在住外国人がお互いの文化や習慣を理解し、ともに地域づくりに参画できるように様々な国際交流事業の推進
- ・男女共同参画事業の推進
- ・子どもの権利条例の推進
- ・リカレント教育の推進



【町民フォーラム】



【子ども凧遊び大会】

【具体的な取組】

(1) 社会教育関係団体への支援

- ① 地域に根ざした生涯学習の中核的団体として、内灘町子ども会連絡協議会・女性協議会・PTA 連合会等への活動を支援し活性化を図ります。
- ② 社会教育主事や司書、学芸員、社会教育委員などの社会教育関係職員に関して、その役割の重要性を発信するなどし、地域における社会教育活動の充実を図ります。

(2) 様々な学習機会の充実

- ① 内灘町にふさわしい生涯学習社会*を構築するため、町民の意向が十分に反映され、かつ、それを施策等に機能させる組織として、平成 11 年に「学びの風推進協議会」が設置されています。協議会からの提言を受け、学習の機会を提供していきます。
＜提言によって実施された施策＞
 - ・内灘町子ども読書感想文コンクールの実施
 - ・小中学校への学校図書館司書の配置
 - ・小中学校における環境学習への支援
 - ・環境・食育*講座の開催
 - ・健康セミナーの開催
 - ・歴史を学ぶツアーの開催
 - ・やさしい「うちなだ検定」の作成
- ② 高齢者の学習の場の一つとして、「はまなす大学」を開設します。多種多様なテーマの講座・講演会等を開催することにより、高齢者相互の仲間づくりや生きがいづくりを支援します。
- ③ 「働く女性の家」事業として、働く女性及び勤労者家庭女性の日常生活への必要な援助、福祉の増進、多様なチャレンジを支援する目的で、マナーレッスンなど各種講習会を実施します。



【講演会（はまなす大学）】



【子ども読書感想文コンクール作品集】

- ④ 内灘町生きがいセンター事業として、創造的活動に参加する機会を提供するため、陶芸教室・陶芸サークル活動を支援します。また、活動成果を発表するための場として、陶芸教室作品展を開催します。
- ⑤ 多文化共生*・国際交流事業として、国際交流員*（CIR）による英会話教室を定期的に開催するとともに、国際交流ボランティアと共催でスピーチフェスティバルを開催するなど、外国文化の学習・発表機会の場を提供します。
- ⑥ 子どもを対象とした体験学習事業として、スポーツや文化などの多彩な教室を土曜におこなう「わくわく土曜体験教室」等を開催します。
- ⑦ 様々な事情で義務教育を修了できなかった方や、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などに教育の機会を確保するため石川県立夜間中学校（あすなろ中学校）が、令和7年4月に開校しました。石川県教育委員会と連携し、教育機会の確保等に関する施策を推進します。



【陶芸体験教室（生きがいセンター）】



【わくわく土曜体験教室（茶道）】

（3）読書環境の充実と読書活動の推進

- ① 図書館資料の充実や施設整備を図り、学びの場としての機能を高めます。
- ② 情報発信の場として多種多様な資料やホームページ、広報紙面を通じて情報提供に努めます。
- ③ 図書館利用者の利便性を図るため、開館時間の延長を行います。
- ④ 図書館ボランティアや読書会との連携を図りながら住民ニーズを的確に捉え、多くの住民が利用したくなる図書館づくりを推進します。
- ⑤ 町立図書館と学校図書館との定例連絡会等の開催により、積極的な情報交換と連携を図り、子どもの読書活動を推進します。

目標⑤：図書館利用者数の増加をめざします。

数値目標項目	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
町立図書館 年間 貸出利用者数	25,491人	30,000人

基本的方向5-2 地域コミュニティ*活動の推進

【現状と課題】

公民館においては、地域の学習拠点として住民のニーズに応じた学習活動を展開するとともに、地域コミュニティ*の場として地域住民が様々な交流を推進する場となるよう活動の充実を図る他、中学校部活動を離れても、子ども達がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保します。また、これらの活動を行うにあたり、町会・区との連携体制の強化を図ります。

【具体的な取組】

(1) 地域住民が主体となる学習環境の整備

- ① 住民の自主的な学習活動の推進のため、老若男女がかかわる各種講座や教室等の充実を図ります。
- ② 東京大学との地域づくり共同研究事業（平成24年度～26年度）の成果を生かし、住民が自らの課題を自ら解決し、豊かな地域コミュニティ*活動を創出できるよう支援します。
- ③ それぞれの公民館が、特色ある事業を実施できるよう支援します。
- ④ 中学校部活動の地域スポーツ・文化クラブ活動への地域展開に向けた環境の一体的な整備を進めます。

(2) 町会・区との連携体制の強化

- ① 全ての公民館に公民館主事を配置し、行政の最前線として町と住民とのパイプ役となって地域活動の推進に努めます。
- ② 行政と町会・区との地域活動についての情報交換・連絡が図られるよう連携を強化します。



【リースづくり教室】



【世界の風の祭典】

基本的方向5-3 創造性と個性をはぐくむ文化活動の推進

【現状と課題】

文化・芸術は、それを創り出す側にも、それを鑑賞する側にも、感動や喜びを持たらし、人生を豊かで潤いあるものにします。そのため、多彩な文化・芸術の鑑賞機会の充実や文化・芸術活動への支援に取り組みます。学校においても、児童生徒が本物の芸術や文化にふれる教育活動の充実を図ることにより、創造力や感受性を高めるなど、豊かな感性を磨き、人格形成の基盤づくりが求められます。

学齢に応じた音楽や演劇の鑑賞を楽しむことは、豊かな心をはぐくむために大切です。本町では、毎年本物の芸術文化にふれる機会を提供しています。

町民が芸術文化に親しみ、その成果を発表する場や機会を確保するため、芸術文化団体活動への支援を行っています。内灘町教育委員会と文化協会の共同事業として「アカシアロマンチック祭」、「文化芸術祭」を開催し、町民が優れた文化・芸術作品に親しむための機会を創出しています。

また、ふるさと内灘の文化遺産を発掘・顕彰し、町内外に発信することを目的として「内灘砂丘フェスティバル」が平成10年から毎年開催されています。今後は、芸術文化活動の機会の確保や施設を充実させるため、内灘町文化会館及び地域の文化サークル活動の拠点である地区公民館などの有効活用を図る必要があります。

中学校文化部活動においては、地域連携や地域文化クラブ活動など地域展開に向けた環境の一体的な整備を進めます。



【文化芸術祭】



【内灘砂丘フェスティバル】

【具体的な取組】

(1) 優れた文化や芸術作品に親しむ機会の提供

- ① 住民一人一人が気軽に文化や芸術作品にふれ、主体的に文化・芸術活動に参加できるようアカシアロマンチック祭、文化芸術祭等を開催し、住民の創造力や感受性を高めるなど、人格形成の基盤づくりに努めます。

- ② 優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供し、鑑賞能力の向上と豊かな情操の涵養を図るため、児童生徒を対象とした「芸術鑑賞推進事業」を実施します。



【アカシアロマンチック祭】



【芸術鑑賞（スクールシアター）】

（２）文化活動への支援・奨励

- ① 文化協会や各種文化活動団体の活動を支援します。
- ② 児童生徒の優れた文化活動に対し、内灘町青少年学術文化奨励賞を贈り、奨励します。

（３）歴史民俗資料館「風と砂の館」の充実

- ① 内灘闘争や栗崎遊園など、所蔵する資料の整理を進め、その活用と公開を図り、住民が郷土の歴史にふれる機会を創出します。
- ② 各種企画展や、内灘の歴史を学ぶ機会を提供し、わかりやすく学習できるように工夫します。



【内灘町歴史民俗資料館 「風と砂の館」】

目標⑥：歴史民俗資料館「風と砂の館」の入館者数の増加をめざします

数値目標項目	現況 (令和 6 年度)	目標 (令和 12 年度)
歴史民俗資料館 入館者数	1,623 人	2,000 人

基本目標6 豊かな人間性をはぐくみ、心身ともにたくましい人づくりをめざします

基本的方向6-1 豊かな心をはぐくむ取組の充実

【現状と課題】

急速な社会の変化は子どもたちの生活にも影響を与え、人間関係の希薄化や生活体験の不足などを招き、豊かな人間性や社会性を身に付けたり、自己実現の喜びを味わったりする機会を少なくしているといわれています。

このため、「生きる力*」の核となる豊かな人間性をはぐくむ心の教育の充実が求められています。心の教育では、自尊感情*を育てるとともに、豊かな心や感性をはぐくむ必要があります。

そこで、社会全体で子どもたちに豊かな人間性を育てる観点から、家庭・地域・学校が一体となり、豊かな心をはぐくむ教育を推進するため「内灘町豊かな心を育む町民会議*」を中心に、地域の特性を生かした事業を展開しています。

また、各学校においては、道徳教育の諸計画や環境を整え、体験活動をこれまで以上に取り入れ、子どもたちの内面に根ざした道徳性の育成を図る取組が求められます。

令和7年度に見直しを行う『第3次内灘町子どもの権利条例推進計画』に基づき、子どもが、自らの意見を表明し、自分たちに関わることに主体的に参加することで、自立性や社会性を育む取組を進めていきます。

【具体的な取組】

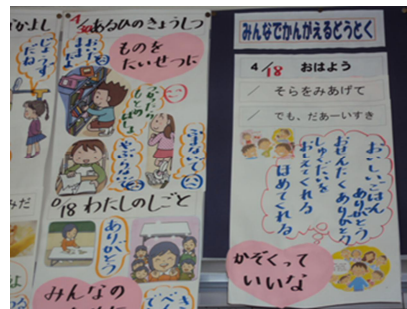
(1) 心の教育の充実

- ① 地域の人々をゲストティーチャーとして招聘し、子どもたちの心に響くメッセージを通して、豊かな人間性をはぐくみます。
- ② 「朝読書」「いしかわ学校読書の日*」や図書ボランティアの読み聞かせ、家庭読書の取組などを通して、心の糧となる読書活動を推進します。
- ③ 芸術鑑賞教室や音楽鑑賞教室などの文化・芸術にふれあう機会の充実を図ります。

(2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の時間や特別活動を中心とした学校教育の様々な場面で、道徳教育の諸計画に基づき、児童生徒の実態に応じて指導内容の重点化を図り、道徳教育の充実をめざします。
- ② 道徳教育推進校の実践に学び、各校においては校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師*を中心として組織的に道徳教育に取り組みます。
- ③ 「いしかわ版道徳教材」「私たちの道徳*」等を積極的に活用し、道徳の時間の指導の充実を図ります。
- ④ 道徳の時間での学びを日常生活に生かすために、校内の掲示物等も充実させ、学習環境の整備に取り組みます。

- ⑤ 道徳の時間の授業公開を通して、道徳教育の意義について、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図ります。



【道徳での学びの掲示】

(3) 人権教育の推進

- ① 障害のある方々による人権講話等の交流教室や手話体験、点字体験等の体験教室などの人権に関する学習を積極的に行います。
- ② いじめやインターネット掲示板などでの中傷への対応として、様々な機会を利用して人権尊重の意識を高める教育を行います。
- ③ 12月の人権週間には、町内全小中学校において重点的に人権教育に取り組みます。
- ④ 子どもの権利が守られるよう、教職員や児童生徒はもとより町民すべてが「内灘町子どもの権利条例」について学ぶ機会を設定します。
- ⑤ 人権教育が効果的に行われるよう、資料の提供や研修等を通じて教職員の人権意識の向上に努めます。
- ⑥ 児童生徒の発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、各人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路を選択することの重要性について指導を推進するとともに、子どもたちの最も身近な存在である教職員が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を払拭し男女共同参画を推進する意識を醸成します。



【視覚障害者の方との交流会】



【内灘町子どもの権利条例のパンフレット】

基本的方向6-2 キャリア教育*の推進

【現状と課題】

現代社会においては、児童生徒に夢や目標をもたせ、学ぶことや働くこと、生きることの尊さ、大切さを実感させ、学ぶ意欲を向上させることが重要です。

このため、地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会の充実を推進します。様々な職業に関わる人々や企業の経営者、地域の方々の支援を得て、職場体験などの体験的・実践的な学習を通して、児童生徒に望ましい勤労観・職業観と生きがいのある人生を築こうとする意欲や態度を育成するキャリア教育*を推進します。

【具体的な取組】

(1) 体系的なキャリア教育*の推進

- ① 学校の特色や教育目標に基づいてキャリア教育*全体計画を作成し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成します。
- ② キャリア教育*全体計画の作成にあたっては、町内全小学校のほとんどの児童が内灘中学校に進学することから、小学校間及び小中学校間のカリキュラム連携を図ります。

(2) 体験的な学習活動の推進

- ① 小学校では、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、社会見学等を通じて働く人々の姿にふれる体験的活動に積極的に取り組みます。また、様々な職種の方を講師に招聘し、働くことの大切さや喜びに気づき、夢や目標をもって学校生活を送ることができるように努めます。
- ② 中学校2年生の「立志式」など、夢や目標をもつことの大切さを学習する機会の充実を図ります。
- ③ 中学校2年生で「職場見学」を実施し、地域での様々な職業見学を通して、望ましい勤労観や職業観の育成をめざします。

目標⑦：児童生徒に夢や目標をもたせ、学ぶ意欲を向上させます

数値目標項目	校種	現況 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
全国学力・学習状況調査*で「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生徒の割合	小学校 6年生	80.7% (県80.6%) (国83.1%)	100%
	中学校 3年生	70.7% (県66.5%) (国67.5%)	100%

(令和7年度「全国学力・学習状況調査*」より)

基本的方向6-3 コミュニケーション能力の育成

【現状と課題】

今日、国の内外を問わず、多様な価値観や生き方を持つ人々が生きる時代を迎えており、円滑な社会生活を営み、豊かな人間関係をはぐくむうえで、人々との意思疎通を図るコミュニケーション能力の育成がますます重要となっています。

このため、コミュニケーションの基盤となる言語に関する能力の育成に努め、その場にふさわしい言葉遣いを指導したり、教科等の授業の中でも発言の機会を増やし、論理的な説明や表現を指導したりするなどの継続的な取組を通じて、コミュニケーション能力の育成を図ります。

また、相手と自分との関係を的確に把握しながらコミュニケーションを進めることが大切であることから、体験活動を通して、社会の基本的なルールやマナーはもとより、実践的な対人関係スキル*についても習得を図ります。

これらの取組により、人との交わりを積極的に進める態度や資質をはぐくみ、様々な人との出会いを通して豊かな人間性の醸成を図ります。

【具体的な取組】

(1) 人とのかかわりあう機会の充実

- ① 異年齢集団による活動やボランティア活動、職場体験等、人とのかかわりあう様々な体験活動を通して、他者の言葉に耳を傾けながら、自分の考えや意見を自分の言葉で表現できる力や、様々な集団の中で円滑な人間関係を築く力を育成します。

(2) 伝え合う力の向上

- ① 国語科において、言葉の数を増やしたり、漢字の読み書き能力を高めたりする基礎的学習を進めるとともに、互いの立場を尊重しながら、言葉を通して適切に表現したり的確に理解したりする力をはぐくみ、伝え合う力を高めます。
- ② 国語科以外の教科等においても、記録、要約、説明、論述、討論などの言語活動の充実を図るとともに、スピーチや課題研究発表会等の表現機会を創出して、表現し、理解する能力の向上に努めます。
- ③ 学級会や児童会・生徒会での話し合い活動の充実を図り、学校生活の諸問題について話し合うことを通して、違いや多様性を越えて合意形成をする言語の能力の育成を図ります。

(3) 対人関係能力の向上

- ① ソーシャルスキルトレーニング*やアサーショントレーニング*などのプログラムを実践し、相手との間の取り方や話題の選び方、状況に応じた話し方、上手な聞き方や応答の仕方、身体表現も含めた様々な対人関係スキル*の習得を図ります。

基本的方向6-4 いじめ・不登校等への対応の充実

【現状と課題】

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、いじめ・不登校等は、その内容や要因も多様化し、教育上の大きな課題となっています。更に、ネットワーク社会の進展に伴い、携帯電話等にかかわるトラブルも深刻な状況となっています。

このような状況を踏まえ、学校は「生徒指導提要（改訂版）」に基づき、全教職員の共通理解の下、学校全体で取り組む組織的な生徒指導を推進し、子どもが発する小さなサインを把握して早期発見・早期解決、未然防止に努めています。

また、いじめ・不登校は、どこでも誰にでも起こりうるものであるとの認識に立ち、家庭・地域・関係機関との連携や外部人材の有効活用により、迅速かつ適切な対応ができる教育相談体制づくりを推進しています。

内灘町教育センター内に不登校児童生徒に対応する教育支援センター「ステップ」*を設置し、一人一人に応じた弾力的な指導や、学校への復帰、社会的自立のための支援をしています。また、内灘町においての公認心理師を2名配置し、不登校に関する相談だけでなく、いじめや集団不適應、学業の問題、身体や精神的な悩みなどについて、児童生徒、保護者、教職員への教育相談を実施し、専門的知識・経験をもとにきめ細かな支援を行っています。この公認心理師以外にも、センター職員も保護者の面談に応じたり、電話相談に対応したりしています。

一方、町内全小中学校には、平成30年度より石川県からスクールカウンセラー*が派遣され、悩みを抱えた児童生徒やその保護者の相談に応じるなど、有効に活用されています。複雑化する教育上の諸問題に対して、今後も＜削除＞更に相談の要望が高まっています。

教育センターへの相談件数は、年々増加傾向にありましたが、スクールカウンセラー*の配置により、横ばい状態が見られました。令和2、3年度には新型コロナウイルス感染防止ため相談件数が半数に減少したものの、令和4年度以降は以前と同程度の件数となっています。

今後は、学校内外で相談、指導等を受けていない児童生徒や保護者等に対する相談窓口の情報提供や個別訪問（アウトリーチ）型支援などの相談体制の充実が求められます。

毎月1日を「こころの日*」と定め、アンケートを各校で実施しています。このアンケートを通して、各校はいじめや悩みの早期発見と早期対応に努めています。更に、各校はいじめとして認知したものを毎月内灘町教育委員会へ報告し、町全体の状況把握を行うことで、風通しのよい組織づくりに資する取組となっています。

また、欠席の状況についても常に把握する必要があるため、月3日間以上の欠席者についても、毎月内灘町教育委員会に報告し、不登校児童生徒の早期発見と早期対応に努めています。



近年の調査では、いじめの報告が増加しています。これは、いじめの実件数の増加でなく学校がいじめとして認知する件数が増え、子細な内容も報告するようになってきたからです。初期の段階のトラブルに丁寧に対応することで、その後の大きなトラブルを未然に防ぐことにつながっています。

児童生徒がアンケートに学校で答えるだけでなく、家庭に持ち帰って保護者とともに確認する方式も継続しています。家庭との連携が早期発見、早期対応に結びついています。

不登校児童生徒については、年々増加傾向にあります。以前は主に中学生でしたが、近年、小学生にも30日以上欠席する児童が増えてきました。集団に馴染めなかったり、学習についていけなかったりすることが要因としてあげられます。また、発達障害*や家庭環境が要因となり、安心して登校できなくなり不登校になる児童・生徒もみられるようになりました。

町では、各校に特別支援教育支援員を配置し、教員と連携しながら複数で対応を行い学力定着と心の安定のためにサポートをしています。今後とも困難を抱える児童生徒に対する早期支援や、教室に入りづらくなっている児童生徒一人一人に対応するための校内教育支援センター（別室教室等）の環境整備を推進するとともに、町教育支援センター*等を中核とした支援体制の充実や民間のフリースクール等との連携が重要になっていきます。

インターネットの活用やスマートフォン等の普及により、全国的にネット依存への対応の必要性が高まっています。

本町の児童生徒においても、ネット依存の傾向が強くなっています。そこで、内灘中学校では、生徒会自らがスマートフォン等の電話使用時間の制限などのきまり（内中ルール）を作り取り組んでいます。更に、町内小中学校やPTAが連携して石川県教育委員会が推進する「非行被害防止講座」に取り組み、ネット依存防止に向けた取組を行っています。

保育所（園）・幼稚園が小学校との連絡会を開催し、子どもたち一人一人の様子を詳細に情報交換することで、小学校生活がスムーズにスタートできるよう取り組んでいます。また、新1年生を迎える会や運動会等の学校行事の見学などを通して、日頃から保育所（園）・幼稚園と小学校が連携を図る取組を実施しています。

小学校と中学校の間においても同様な連絡会が開かれ、個々の児童の情報を申し送ることで、一人一人に応じた指導・支援に生かし、中1ギャップ*の解消にも役立っています。

日本社会に根ざしたウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの主観的なウェルビーイングの状況を把握し、道徳教育や特別活動（清掃や学校給食を含む）、地域に根差した体験活動、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実、生徒指導などの学校教育活動全体を通じて、内灘町の子どもたちのウェルビーイング向上させる取組が求められています。

【具体的な取組】

（1）いじめ・不登校の未然防止と早期解決の取組の充実

- ① 「石川県いじめ防止基本方針」に基づき、学校ごとに「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員全員が意識や理解を共有する機会を持ちます。
- ② 校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し機能化を図ります。また、重大事態が発生した場合は、教育委員会や首長部局、関係機関と連携を図りながら対応

します。特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早期に警察に通報・相談し、警察と緊密に連携した対応を図ります。

- ③ 毎月1日を「こころの日*」として、町内全小中学校でいじめに関する調査を行い、教育委員会に報告することで情報の共有を図るとともに、校内指導体制を充実させ、子どもが安心して過ごせる風通しのよい学校づくりをめざします。
- ④ 不登校児童生徒の実態把握のため、毎月の欠席状況とその対応について教育委員会に報告し、不登校の未然防止や早期対応に努め、「誰一人取り残されない学びの保障」をめざします。
- ⑤ 学校に行くことが難しい児童生徒に対して、教育支援センター「ステップ」*の活動を充実させ、学校と連携しながら、学校復帰や社会的自立のための支援をします。また、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完するような取組を通じて、課題を抱えている児童生徒への多様な支援を実施します。

友だちアンケート
(月)

あとで、ゆっくりに
お話をしをせよ。

なん 年	ぐみ 組	なまえ 名前
---------	---------	-----------

「心配だな」「いやだな」「やめてほしいな」など、気にかかることがあったら教えてね。
先生は、みんなが安心して学校に来ることができるように、いつでも、あなたのそらだんに
のります。気にかかることがあったら をつけてね。何もなかったら をつけてね。

<small>こ</small> 友だちからいやなことをされたりするなど、 <small>き</small> 気になることがある。	
<small>な</small> 何か <small>しんぱい</small> 心配なことがある。 <small>1</small> ①学校のことで <small>2</small> ②家のことで	
<small>こ</small> 友だちがいやなことをされているのを見た。 <small>しんぱい</small> 心配な子がいる。	

【「こころの日*」のアンケート例】

目標⑧：いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努め、いじめのない学校づくりをめざします

数値目標項目	校種	現況 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
全国学力・学習状況調査*で「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小学校 6年生	95.8% (県97.5%) (国97.2%)	100%
	中学校 3年生	96.1% (県96.7%) (国95.9%)	100%

(令和7年度「全国学力・学習状況調査*」より)

(2) 教育相談体制の充実

- ① 教育センターにおいて、公認心理師・臨床心理士による教育相談を充実させ、児童生徒や保護者、教職員の抱える問題や悩みに専門的な立場から助言にあたり、学校や保護者と連携して問題の解決を図ります。
- ② 教育相談担当者会を開催し、各校の教育相談についての情報交換や研修を行い、教育相談の質の向上に努めます。
- ③ 小学校6年生の中学校進学への不安や悩み相談に対して中学生が答える「ピア・サポート活動*」の充実を図り、中1ギャップ*の解消に努めます。
- ④ 児童生徒を取り巻く福祉的な課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用や、福祉部門と教育委員会・学校等との連携を行いながら様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実を推進します。

(3) 問題行動等への対応の充実

- ① 問題行動等の未然防止に向けて、保育園（所）や幼稚園と小学校、小学校と中学校の緊密な連携を推進し、継続性・連続性をもった指導を行います。
- ② 「スマートフォンや携帯電話は、学習活動に直接必要のないものである」という基本方針の下、学校におけるルールを徹底します。また「いしかわ子ども総合条例*」の趣旨を踏まえて、フィルタリング*の徹底を保護者に呼びかけます。その際、石川県教育委員会からのパンフレット等を指導資料として積極的に活用します。
- ③ 町内全小中学校やPTAが連携して石川県教育委員会が推進する「親子のホッとネット大作戦Next」に取り組み、ネット依存やネットいじめ等の未然防止に努めます。



【令和7年度保護者に配付されたパンフレット】

基本的方向6-5 健康や体力をはぐくむ教育の充実

【現状と課題】

児童生徒の体力低下が近年指摘され、内灘町においても体力向上を目的とした様々な取組を実施しています。

子どもたちが自ら意欲的に運動に取り組む姿勢を育てるために、学校での体育の授業を核とした体力向上の取組を充実させるとともに、放課後や休日にもスポーツ活動に取り組めるよう様々なプログラムを準備したり、各種スポーツイベントや大会を開催したりします。

また、「自分の命は自分で守る」という精神の下、健康教育や安全教育、食育*の推進にも積極的に取り組みます。

そして、健康や体力の保持増進に努め、夢や目標に向かって積極果敢に挑戦する心身ともにたくましい人づくりをめざします。

学力向上とともに大切な取組が、体力・運動能力向上への取組です。町全体で、小学校6年生を対象にサッカー交歓会を、また小学校4年生は器械運動交歓会を実施しています。更には、「体力アップ1校1プラン*」や「スポチャレいしかわ*」への積極的な取組を進めています。

この取組は体力と運動技能の向上はもちろんのこと、ひとつの目標に向かって力を合わせようとする仲間づくりの意識を高めることにもなります。更に、ひとつの事をやり遂げる達成感や困難な事にもチャレンジしようとする前向きな精神の育成にもつながると考え、今後も推進していくことが大切です。



【器械運動交歓会】



【サッカー交歓会】

【具体的な取組】

(1) 健康教育や安全教育の充実

- ① 保健主事*を中心とした学校保健委員会*の活性化を図り、地域関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、地域の医療・保健機関等）の有する専門性を活用・連携し保健教育や健康教育の充実に努めます。
- ② 子どもの健全な食生活の実現のために、保健センターや給食センターと連携を図りながら、学校教育全体を通して食育*を推進します。
- ③ 小学校1年生と小学校4年生の「交通安全教室」や警察との連携事業「防犯教室*」など生活安全・交通安全に関する教育を通して、子どもたちが安全な生活を送る基礎をはぐくみます。

- ④ 生命（いのち）を大切にし、子どもたちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を推進します。

（２）体力をはぐくむ教育の充実

- ① スポーツテスト等の分析結果から自校の課題を明確にし、「体力アップ1校1プラン*」を作成し、体力をはぐくむ教育に組織的・計画的に取り組みます。また、授業力向上をめざし、研修の充実にも努めます。
- ② 「スポチャレいしかわ*」に町内全小学校の全学級が登録し、様々な種目において記録更新をめざしながら、運動の楽しさを味わわせ、体力の向上を図ります。
- ③ 小学校4年生「器械運動交歓会」や小学校6年生「サッカー交歓会」を開催し、できなかったことができるようになる達成感や自己効力感、仲間とともに協力するチームプレーの楽しさを体験する機会とします。
- ④ スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ*「プラッツうちなだ」の体制強化等を推進することで、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を構築します。

目標⑨：国や県が実施する体力・運動能力・運動習慣等に関する調査の結果を活用し、体力向上に努めます

数値目標項目	校種	現況 (令和7年度)	目標 (令和12年度)
体力テストの5段階評価で、上位2ランク（A・B）の割合	小学校	男子 42.7% 女子 55.5%	60.0%
	中学校	男子 45.2% 女子 54.7%	60.0%

(令和7年度「全国体力・運動能力・運動習慣等調査*」より)

（３）安全でおいしい給食の提供

- ① 成長期の子どもにとって健全な食生活は、心身をはぐくむために欠かせないものであると同時に、将来の食生活の形成に大きな影響を及ぼすことを、給食指導を通して理解させます。
- ② 地元産の食材を献立に取り入れる地産地消の取組や、身近で生産されている農作物の学習など、各教科においても学校給食が生きた教材となるよう取り組みます。
- ③ 食物アレルギーのある児童生徒には、一人一人に応じきめ細かく対応するとともに、教職員の食物アレルギーに関する知識の習得や緊急時の対応力の向上に努めます。
- ④ 安全でおいしい給食を提供するために、給食調理環境の改善と衛生管理の徹底に努めます。

基本目標7 豊かなスポーツライフの創造をめざします

基本的方向7-1 生涯スポーツ*の推進

【現状と課題】

健康であることは町民一人一人の願いであり、本町にとっての目標です。スポーツは町民の生活課題を解決し、生活目標を実現するもののひとつとして位置付けられなければなりません。スポーツは、ライフステージを豊かにする可能性を持っており、町民一人一人のライフスタイルに合致したものであることが求められています。あらゆるライフステージとライフスタイルに応じた生涯スポーツ*活動の実現に取り組みます。

子どもから大人まで幅広い世代の人々が、各自の興味・関心や競技レベルに合わせて、様々なスポーツにふれる機会を提供することを目的に、平成17年度に総合型地域スポーツクラブ*「プラッツうちなだ」が設立され、「プラッツうちなだ」が開催する各種スポーツ教室やセミナーの開催を支援しています。

また、スポーツ団体やサークルでは、学校体育施設の開放事業を通して、体育施設の利用拡大に努めています。また、競技力向上の支援として、活動への助成も行っていますが、地域住民のスポーツ活動の一層の充実のために、より地域に密着したものとするための工夫が求められています。

高齢者スポーツ教室などのスポーツ教室や体力測定等を通じて、町民の健康づくりや健康スポーツに取り組んでいます。年齢や性別、障害等を問わず、誰もが参加しやすい教室の開催に配慮する必要があります。

内灘町では、町民のスポーツ振興のためにスポーツ推進委員を配置しています。推進委員の設置目的は、主に事業の実施に係る連絡調整やスポーツの実技の指導、スポーツ振興のための指導及び助言を行います。

具体的な活動としては、町民体育祭等のスポーツイベントへの協力や指導、ペタンクなど誰もが楽しめるニュースポーツの普及活動等があります。また、幼少時からスポーツの楽しさにふれ、本格的にスポーツを始める契機となるようチビっ子スポーツ教室で指導しています。

今後は、推進委員を対象に、指導者研修を定期的に開催し、熱意と能力のある質の高いスポーツ指導者の養成に努める必要があります。



【体力測定】



【スポーツ推進委員（町民体育祭）】

【具体的な取組】

（１）一人一人のライフステージ・ライフスタイルに応じた生涯スポーツ*の推進

- ① 誰もが気軽に参加できる町民体育祭やサイクルフェスティバル等のスポーツイベントの開催に取り組みます。
- ② スポーツ関係団体と連携して、障害の有無にかかわらず、あらゆるライフステージに対応したスポーツ大会やスポーツ教室を支援します。
- ③ 運動の日常化を促進するため、「いしかわスポーツマイレージ*」を奨励し、町民に対する日常運動啓発活動に取り組みます。
- ④ スポーツを愛好する町民の育成に取り組みます。



【町民体育祭】



【サイクルフェスティバル】

（２）総合型地域スポーツクラブ*の活動支援

- ① 総合型地域スポーツクラブ*が実施する、子どもから高齢者までが参加できるスポーツ活動を支援するとともに、スポーツに親しむ機会や場の提供に協力します。
- ② 各種団体等と連携し、様々なスポーツ活動を支援します。

（３）高齢者スポーツ教室の活動支援

- ① 高齢者へのスポーツの普及を図り、スポーツを通じた交流による健康づくりを促進するため、健康クラブ等による高齢者スポーツサークル活動を支援します。
- ② 高齢者が健康で活力ある生活を送れるよう地域包括支援センター*と連携し、軽運動・スポーツに親しむ機会の創出に取り組みます。

（４）スポーツ推進委員の活動支援

- ① 地域スポーツのコーディネーターとして、各種スポーツ団体や地域の公民館等の求めに応じ、スポーツを推進するための活動を支援します。
- ② チビッ子スポーツ教室の活動を支援します。



【チビッ子スポーツ教室】

（５）生涯スポーツ*活動情報の提供

- ① 広報やホームページを活用し、生涯スポーツ*の普及と啓発に取り組みます。
- ② スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツ情報を広く町民全般に周知する仕組みづくりに取り組みます。

基本的方向 7-2 競技スポーツの振興

【現状と課題】

優れたスポーツ選手の育成には、選手の競技人生の各段階において的確な指導が求められます。そのため、スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ*をはじめとする関係団体と連携し、発達段階に応じた指導者の養成・確保、また、競技力向上をめざした環境づくりの推進が必要です。

【具体的な取組】

(1) スポーツ大会等の開催支援

- ① 競技力の向上と競技人口の底辺拡大を図るため、スポーツ協会やプラッツうちななどと連携を図り、総合体育大会や長距離継走大会等の開催を支援します。
- ② 石川県民スポーツ大会への多くの種目の参加を目指し、競技団体の拡大に取り組みます。

(2) 競技スポーツ指導者の育成

- ① スポーツ関係団体と連携し、指導者を対象とした各種研修会の開催に取り組みます。
- ② 競技力向上をめざし、競技別の指導者資格取得を支援し、指導者の育成を図ります。

(3) スポーツ表彰の実施と全国大会等出場者への激励

- ① スポーツ大会において成績顕著な個人、団体に対し内灘町スポーツ賞を贈り、顕彰します。
- ② 全国体育大会等の出場者に対し、激励費の支給や交通費等の必要経費に対する助成を行うことにより大会参加を支援します。



【石川スポーツ大会】



【長距離継走大会】

基本的方向 7-3 スポーツ団体の育成

【現状と課題】

スポーツは強くたくましい心と健康な身体を育成します。スポーツ少年団、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ*などスポーツ団体の育成を推進し、子どもから高齢者まで全ての住民がいつでもスポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活ができるように、関係団体と連携を図りながらスポーツ環境の充実が求められます。

【具体的な取組】

(1) 内灘町スポーツ少年団への支援

- ① スポーツ少年団加盟団体等が主催・協力し、児童生徒の競技力向上のために開催する各種競技大会等を支援します。
- ② 児童生徒がスポーツを楽しみ、野外・社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりの心を学ぶ場として、スポーツ少年団活動を支援します。

(2) 内灘町スポーツ協会への支援

- ① スポーツ協会加盟団体が主催し、町民がスポーツに親しむ機会の拡大や競技力向上のために開催する各種競技大会等を支援します。

(3) 総合型地域スポーツクラブ*への活動支援と連携

- ① 総合型地域スポーツクラブ*が主催・協力し、町民の健康・体力向上のために開催する各種自主事業等を支援します。
- ② 町民一人一人のライフステージに応じた多種多様なプログラムを推進することにより、町民がスポーツに親しみながら、健康づくり・生きがいづくりができる環境をめざします。

目標⑩：総合型地域スポーツクラブ*の拡大をめざします

数値目標項目	現況 (令和 6 年度)	目標 (令和 12 年度)
総合型地域スポーツ クラブ*の会員数	1,765 人	2,000 人



【内灘町スポーツ少年団合同開講式】



【公民館対抗ピンポン大会】
(総合型地域スポーツクラブ*自主事業)

基本目標 8 安全で安心な魅力ある学習環境をめざします

基本的方向 8-1 安心して学べる教育環境の充実

【現状と課題】

子どもたちが日中の大半を過ごす学校などの教育施設は、避難施設としても重要な役割を担っています。安全に安心して活動できるよう、常に点検を行い、適切な維持管理はもとより、危機管理体制を整えておく必要があります。また、通学路や周辺の安全確保も含め、地域と連携を図りながら、安全で安心できる環境づくりに取り組んでいます。

この他、経済的な理由により、教育の機会均等が失われることのないよう、経済的な支援の充実を図り、就学機会の確保に努めています。

学校施設は安全で安心であることが基本です。内灘町では平成 21 年度に全ての小中学校の構造体の耐震化が完了しています。また、平成 27 年度には、非構造部材*の耐震化を完了しました。平成 30 年 4 月には、白帆台地区の児童数増加により町内 6 校目となる白帆台小学校が開校いたしました。令和元年度には白帆台小学校を除く町内全ての小学校に空調設備を整備し、子どもたちの学習環境を向上させました。

しかし、7 校中 4 校は、校舎竣工から約 40 年経過しており、令和 2 年度から大根布小学校の大規模改修工事を、令和 5 年度から向栗崎小学校の大規模改修工事を 2 年に分けて実施しました。今後も計画的な改修が求められます。



【平成 30 年 4 月開校の白帆台小学校】



【小学校に空調設備を整備】

令和 6 年能登半島地震により、学校施設、公民館等の社会教育施設*及び鶴ヶ丘テニスコートや総合グラウンド等のスポーツ施設においても甚大な被害を受けました。安全で安心して学べる、利用できる教育環境の 1 日も早い復旧が急務となっております。

内灘町では、小学校校庭芝生化事業を推進しています。これまでに平成27年度清湖小学校、平成29年度西荒屋小学校、令和7年度に鶴ヶ丘小学校の校庭を芝生化しました。

この芝生化事業は、町と学校と地域の共同事業として位置づけています。町会・学校・PTA・スポーツ少年団・町が協力して、管理・運営していくことが大切であると考えており、児童達も管理に携わることによって、自分たちの芝生として、愛着を持って大切に使用してもらい狙いも含まれています。



【清湖小学校での運動会のようす】



【西荒屋小学校での運動会のようす】



【地元住民のグラウンドゴルフ大会】



【地元住民のソフトボール大会】



【清湖小学校散水設備】



【西荒屋小学校散水設備】

【具体的な取組】

（１）被災した学校施設等の復旧

- ① 令和6年能登半島地震により被災した西荒屋小学校の校舎やグラウンド等の早期復旧に向け、関係機関等と連携・協力し、工事を着実に進めます。
- ② 同様に被災した公民館等の社会教育施設*及び鶴ヶ丘テニスコートや総合グラウンド等のスポーツ施設についても復旧工事を進め、安心して利用できる教育環境を充実させていきます。

（２）学校防災マニュアルの策定と機能化

- ① 様々な災害に備えて、それぞれの学校に応じた実効性のある学校防災マニュアルを策定します。その際、学校が避難場所となった場合の行動及び対応手順を明確化し、「内灘町地域防災計画」に基づいた円滑な避難所運営や教育環境の確保等が図られるよう、関係機関との連携に留意します。あわせて、防災教育の充実を図ります。

（３）教職員の安全意識・危機対応能力の向上

- ③ 安全で安心して学習できる環境を確保するため、教職員の安全意識の向上と危機対応能力の向上に努めます。
- ④ 災害や事故など緊急時に対応できるよう、講習や訓練を行います。その際、警察や消防署との連携を強化します。

（４）学校安全対策の推進

- ① 児童生徒が安全に登下校できる通学路確保のため、定期的に通学路の点検を実施し、危険箇所の把握と改善に努めます。
- ② 学校や通学路での児童生徒の安全確保のため、「地域防犯ボランティア」や「子ども110番の家」等の組織の充実を図ります。
- ③ 児童生徒が、不審者や交通事故・自然災害等から、自らの身を守ることができるよう安全教育を充実し、危機回避能力の育成に努めます。

（５）学校施設の安全保守点検の徹底

- ① 施設設備の定期的な安全点検を行い、適切な維持管理や修理、更新を行います。
- ② 学校は児童生徒にとって1日の大半を過ごす場であるだけでなく、災害時の避難施設としての重要な役割を担います。そのため安全安心な施設となるよう計画的に改修を行います。

(6) 就学援助・奨学金制度の充実

- ① 教育の機会均等の趣旨にのっとり、全ての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、切れ目のない教育費負担の軽減を図ります。そのために、経済的理由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助の制度を設け、義務教育の円滑な実施を図ります。
- ② 高等学校入学時、学業に優れていながら経済的理由により学費等の支払いが困難な中学3年生を対象に、経済的負担を軽減するための「奨学金制度」を設け、安心して教育を受けられるよう支援します。

(7) ICT*機器の整備

- ① 今後、ICT*教育は更に重要な位置を占めると同時に教職員の校務の効率化のためにもICT*機器の活用は必須です。しかし、機器の性能や機能はめまぐるしく進展し、学校現場と連携しながら対応し、ICT*機器の整備・保守に努めます。
- ② 児童生徒の個人情報等が漏洩することのないよう情報セキュリティ対策を厳正に行います。また、教職員や児童生徒の情報モラル向上にも努めます。

基本的方向 8-2 生涯学習の拠点となる施設の適正管理と活用

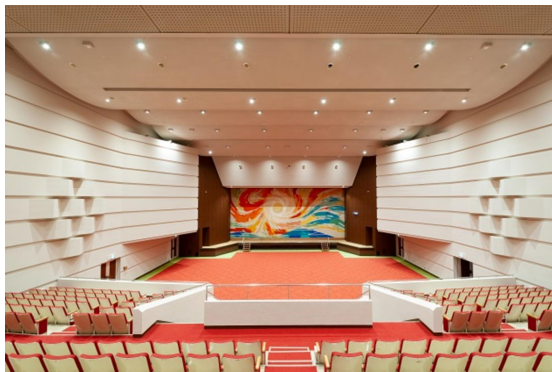
【現状と課題】

内灘町には、17 公民館をはじめ、図書館、文化会館、歴史民俗資料館等の社会教育施設*、地域開放をしている学校施設があります。これらの施設をより多くの住民が安全安心に、誰一人として取り残されないデジタル社会の実現を図りつつ、更に有効活用が図られるよう、施設整備の充実、運営方法の改善を図り、住民の学習意欲の向上に寄与するため、官民連携の活用を含め、更に魅力ある開かれた施設づくりが求められます。

【具体的な取組】

(1) 活動拠点となる施設の整備

- ① 地域住民が公民館を安全安心に活用できるよう、施設の計画的改修に取り組みます。
- ② 図書館、文化会館、生きがいセンター、歴史民俗資料館等の社会教育施設*、地域開放している学校施設の計画的整備に取り組みます。
- ③ デジタル技術の効果的な活用のため、社会教育施設*のWi-Fi環境整備を進めます。
- ④ 社会教育施設*、学校施設における官民連携の活用について、課題や可能性を検証するなど、情報の収集や提供を行います。



【文化会館（平成 30 年改修工事）】



【図書館（令和元年改修工事）】

基本的方向 8-3 スポーツ施設の整備と活用

【現状と課題】

性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しみ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境の整備・充実は、スポーツ振興を図る上で重要なことです。既存の施設を有効活用するとともに、指定管理者*と連携して、スポーツ施設の整備を計画的に進め、利用者にとって一層使いやすい施設づくりをめざします。また、学校体育施設を身近なスポーツの場として有効活用できるよう、学校体育施設の開放に取り組みます。

昭和 49 年度から、内灘町では、スポーツによる体力づくりやコミュニティ活動の活性化のために、スポーツ施設の整備拡充を積極的に行ってまいりました。平成元年度からは、町内の小中学校体育施設を町民に開放したことにより、スポーツ活動の場は大きく拡大しました。

また、性別や年齢、障害の有無等にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受できるよう、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しみ、誰もがスポーツにアクセスし続けられる環境を整備し、スポーツを通じた共生社会の実現・障害者スポーツの振興を図ります。

また、平成 18 年度から、スポーツ施設の設置目的の機能化と利用者へのサービス向上を図るため、指定管理者*制度を導入しています。施設の運営、維持管理にあたり、更なる経費削減と安全性の確保が今後の課題となっています。



【内灘町総合体育館】

【具体的な取組】

(1) スポーツ施設の計画的整備拡充

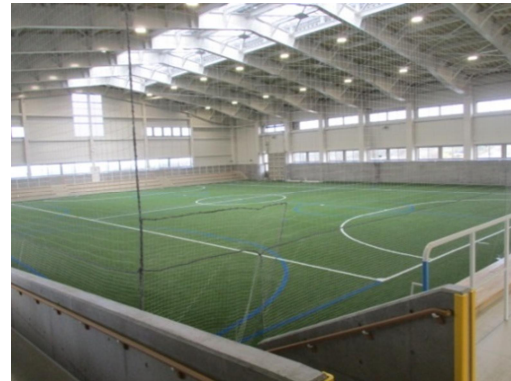
- ① 総合公園内において町民が安心して快適に利用でき、また、町民のニーズに応じたスポーツ施設の整備をめざします。

(2) 既存スポーツ施設の有効活用

- ① 指定管理者*と連携を図り、施設利用の利便性と拡大を図ります。
- ② 学校体育施設の活用促進を図ります。
- ③ 老朽化している各施設の計画的修繕やバリアフリー化を進め、利便性・安全性を高めます。

目標①：生涯スポーツ*の実現に向けて、スポーツ施設の整備拡充をめざします

数値目標項目	現況 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
町内のスポーツ施設の総利用者数	238,578人	300,000人



【内灘町多目的広場】

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の周知

教育は地域の礎を築くものであり、町の将来を形造っていく大きな力となるものです。内灘町の教育振興を図るために、町民一人一人が主体となって、自ら学び更に地域にも“学び”を根付かせていく広がりが必要です。

そのため、内灘町における教育の課題や基本理念、基本目標などをホームページを通して広く町民に発信しながら、町全体で“学び”を共有できるよう努めます。

2 計画の推進

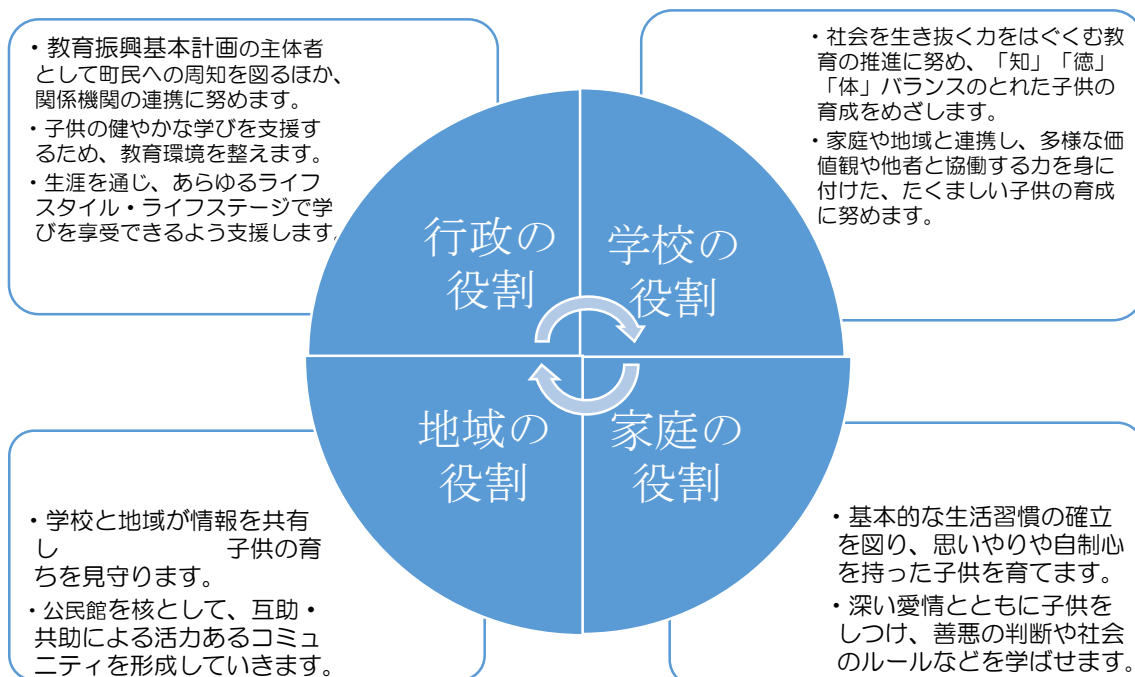
内灘町教育振興基本計画の取組を実現していくためには、教育関係者はもとより、学校・家庭・地域住民が共に教育に携わっていく必要があります。

内灘町の教育の「基本理念」や「基本目標」、更に「めざす人間像」をそれぞれ共有し効果的に施策を推進していくため、互いに連携し協働する仕組みを構築していきます。

また、総合教育会議等を通じた日常的な教育委員会と首長部局との連携推進を図ります。

3 計画の実現と点検

進捗状況の把握、新たな課題への対応、計画の修正などに際し、それぞれの計画が対象とするステークホルダー（子どもを含む）からの意見を聴取やし、その後の施策に反映していく体制を整えながら、社会の動静に柔軟に対応していくことが求められます。



用語の説明

【アルファベット順】

用語	説明	掲載ページ
DX (デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革すること。	5, 6, 7, 10, 22
ESD	持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development) の頭文字である。ESD教育は、私たちとその子孫が、この地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学びである。	14
ICT 【Information and Communication Technology】	情報通信技術。IT(Information Technology)の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現である。	1, 4, 18, 22, 23, 56
IoT	Internet of Thingsの略。様々なものがインターネットに接続し、情報をやり取りすること。	5

【50音順】

アサーショントレーニング	「主張訓練」と訳される。対人場面で自分の伝えたいことをしっかりと伝えるためのトレーニング。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりを円滑にする社会行動の獲得をめざす。	42
生きる力	①基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することで、様々な課題に積極的に対応し、解決を図る「確かな学力」、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、③たくましく生きるための「健康や体力」など、「知・徳・体」のバランスのとれた力。	10, 24, 30, 39
いしかわ学校読書の日	「いしかわ学びの指針12か条」の一つである読書活動の促進・充実に向け、読書活動を活性化し、児童生徒の望ましい読書習慣の確立することをめざし、県内全小中学校で取り組んでいる。毎月23日を「いしかわ学校読書の日」としている。	39
いしかわ子ども総合条例	本条例により、次世代を担う子供たちが、家庭において深い愛情を持って健やかにはぐくまれるとともに、地域社会において多くの人のかかわりや支援によって、健全な心身を養い、自立した大人になっていく社会の実現を図る。平成21年に、保護者は特別な場合を除き、小・中学生に携帯電話を持たせないよう努めること、携帯電話を持たせる場合にはやむを得ない場合を除き、フィルタリングをはずさないことという2つの努力義務規定を加え、平成22年1月より施行した。	46
いしかわスポーツマイレージ	スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3つの活動においてポイント化し、だれでも気軽にスポーツに参加できるきっかけをつくる石川県の公式アプリです。このアプリでは、さまざまなスポーツ活動を通してポイントを貯めることができ、貯まったポイント数に応じて、石川県の特産品や協賛企業の商品などが当たる抽選に応募することができます。	50

用語	説明	掲載ページ
内灘町豊かな心を育む町民会議	青少年の健全な人間形成をめざし、家庭・地域社会・学校が一体となり、町民を挙げて、豊かな心をはぐくむ教育を推進するために平成10年に設置された。人権教育推進委員会、体験学習推進委員会、学校家庭支援委員会、情報通信教育委員会で構成され、地域の特性を生かした事業を行っている。	12, 39
外国語指導助手 (ALT) 【Assistant Language Teacher】	主にJETプログラム【The Japan Exchange and Teaching Programme】によって日本に招かれた外国人青年で、県立学校等に配置され、日本人教員と協力して外国語の指導等に当たる助手。	16, 17
学習指導要領	全国的に一定の教育水準が確保されるよう、文部科学省が学校教育法に基づいて定めているもの。どのような教科や活動を、どの学年で、どのように教育するかなどについて基準が示されており、教科書や学校での指導内容のもととなっている。	5, 17
学校評価	学校としてめざすべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価することにより、学校運営の改善に取り組むこと。	27
学校保健委員会	学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、養護教諭、栄養教諭などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健機関の代表者などを主な委員とし、保健主事が中心となって運営する。	47
肝心かなめの1年生	不安や悩みを抱えがちな小学校入学前の子供を持つ保護者を対象に、成長や発達段階に応じた親の役割・子供とのかわり方などを掲載した親学習に関する冊子やそれを活用した親学習講座を提供することによって、家庭の教育力の向上をめざす取組。石川県教育委員会生涯学習課所管の事業。	31
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。キャリアとは、ここでは「人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割の関係を見出していく連なりや積み重ね」のことをいう。	41
教育課程	教育の目標を達成するために、国の定める教育基本法や学校教育法その他の法令及び学習指導要領や教育委員会で定める規則などの示すところに従って、学校において編成される教育計画。	15, 20, 21
教育支援センター「ステップ」	主に不登校児童生徒の学校復帰を支援するために、内灘町教育委員会が学校の外に設置している施設。学校と連携し、相談活動や適応指導などを行う。	43, 44, 45
グローバル化	世界的規模に広がること。政治・経済・文化などが国境をこえて地球規模に拡大すること。	4, 7, 10, 16
国際交流員 (CIR) 【Coordinator for International Relations】	主に地方公共団体の国際交流担当部局等に配属され、地域において国際交流活動に従事する。	25, 35
こころの日	毎月1日に「こころの日」を設定し、町内全小中学校一斉に実施するアンケートを実施している。いじめ等の早期発見・早期解決のための取組。調査結果は、内灘町教育委員会に報告をする。平成24年10月から実施。	43, 45

用語	説明	掲載ページ
個別の教育支援計画	医療、福祉、保健、労働などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点にたって、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児や児童生徒一人一人について作成する支援の内容などを示した計画。	24
持続可能な循環型社会	健全で恵み豊かな環境が、身近な地域から地球規模まで保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。	14
自尊感情	自分に対して誇りを持ち、自分自身を大切にしようとする気持ち。	11, 39
指定管理者	地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために、期間を決めて指定する団体のこと。	58
社会教育施設	町民に対し、教育・文化・スポーツ等に関するサービスを提供することを目的に設置される施設。公民館、図書館、体育館等がある。	1, 14, 33, 53, 55, 57
生涯学習社会	国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会。	49, 50, 59
生涯スポーツ	誰もが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて楽しむことができるスポーツ。	16, 47, 48, 49, 54
障害者プラン	障害者基本法第9条に基づく「障害者計画」および障害者自立支援法第89条に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定したもの。	24
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	34, 47
スクールカウンセラー	学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。	28, 43
スポチャレいしかわ	県内の小学生を対象に、クラス単位（全員参加）で40メートルリレーや8の字縄跳びなど、4種目を競い合い、ランキング上位の学級が年度末に表彰される。	47, 48
性的マイノリティ	性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が異性に限らない人や、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識）が生物学的な性と異なる人。	5
全国学力・学習状況調査	学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として、国が平成19年度から実施している調査。全国的な児童生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。	19, 26, 41, 45
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	全国の小学校5年生と中学校2年生の体力や運動習慣等の現状を把握するため、平成20年度から文部科学省が毎年行っている調査。	48

用語	説明	掲載ページ
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営し、地域の特性や実状に応じてスポーツを楽しむことができるスポーツクラブ。複数の種目が用意され、誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じていつでも活動できることなどを特徴としている。	48, 49, 50, 51, 52
総合的な学習の時間	各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間。	14, 15
ソーシャルスキルトレーニング	様々な社会的技能をトレーニングにより育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。障害のない児童生徒だけでなく発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用される。	42
対人関係スキル	自己を理解し自己表現を通して他者に理解させることができる能力、他者を理解し1対1のよい関係を築く能力、集団の中で行動ができる能力等、他者との関係をうまく築くことができる能力、技術。	42
体力アップ1校1プラン	県内の小中学校及び高等学校を対象とした児童生徒の体力向上及び健康の保持増進を目的とした取組。各校においては、前年度の取組の成果と課題をもとに、体力・運動能力調査の結果等から、児童生徒の実態を踏まえた体力向上に関する指標及び目標数値等を示し、目標達成に向けた実践プランを1つ程度実践する。	47, 48
確かな学力	①基礎的・基本的な知識・技能、②これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、③主体的に学習に取り組む態度（学習意欲）の3つの要素から成り立つ力。	7, 9, 10, 18, 19
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。	9, 10, 15
知識基盤社会	あらゆる活動が知識や情報を直接的な基盤とし、知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会。	18
地域コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。	28, 36
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。各区市町村に設置される。2005年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。	50
ティーム・ティーチング	複数の指導者が役割を分担し、協力しながら授業を行う方式。	16, 17
中1ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムになじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。	25, 44, 46
特別支援学級	障害の比較的軽い子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。	6, 24, 25
道徳教育推進教師	道徳教育の推進を主に担当する教師のこと。学校の道徳教育の中心的な役割を果たす教師のこと。	39

用語	説明	掲載ページ
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。	24, 25, 44
早寝早起き朝ごはん運動	子供の食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題とするのではなく、社会全体の問題としてとらえ、子供が健やかに成長するための望ましい基本的生活習慣の確立や、生活リズムの向上を目的として地域全体で取り組む運動。	30
非構造部材	建築物を構成する部材のうち、天井材・窓ガラス・照明器具など、機能性向上などを目的に取り付けられるもの。学校では照明器具、吊り天井、バスケットボールのゴールなどがあたる。	53
ピア・サポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支え合う関係をつくるためのプログラム。内灘町では、このプログラムの趣旨に則り、中学生が小学校6年生の中学校生活に対する不安や疑問に応える「ピア・サポート活動＝仲間相談活動」を平成22年度から継続的に実施し、中1プロブレム対策の一助としている。中1ギャップと中1プロブレムは同じ意味であるが、プロブレムは教師側からみた「問題・課題」と捉え、ギャップは生徒側からみた「隔たり」と捉えるので、ここではプロブレムと表現する。	46
ビッグデータ	ビッグデータ…デジタル化の進展やネットワークの高度化、また、スマートフォンやセンサー等のIoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費・行動等に関する情報、また小型化したセンサーなどから得られる膨大なデータ。	5
フィルタリング	インターネットのページを一定の基準により評価判別し、違法・有害なページ等を選択的に排除する機能。	46
防犯教室	児童生徒を対象として、防犯に関する心構えについての講話、防犯や応急手当等についての訓練等を実施する講習会。	47
保健主事	学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健の組織活動の推進（学校保健委員会の運営）などの学校保健に関する事項の管理にあたる職員。	47
学びの風ビジョン21	町民一人一人の生涯学習活動や行政の生涯学習推進施策の指針となることを願って平成10年3月に策定された「内灘町生涯学習推進基本構想」の名称。	33
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。	6, 31, 32
ユネスコスクール	ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実践的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体として発足した。ユネスコスクールは、そのグローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展をめざしている。	14
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子供など要保護児童等の早期発見や、適切な保護・支援を図るため、関係機関が子供等に関する情報を共有し、連携と協力の下で対応していくことを目的とした会議。	24, 31
私たちの道徳	文部科学省が発行した道徳教育用教材。平成26年度から全国の小・中学校に配付された。	39